

令和3年 第2回定例会

宇検村議会会議録

令和3年6月 8日開会
令和3年6月 11日閉会

定例会

宇 検 村 議 会

令和 3 年第 2 回宇検村議会定例会

令和 3 年 6 月議会

令和3年第2回宇検村議会定例会会期日程

6月8日（火）開会～6月11日（金）閉会 会期4日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第1日	6月8日	火	本会議（開会・一般質問）
第2日	6月9日	水	本会議（一般質問）
第3日	6月10日	木	休 会
第4日	6月11日	金	本会議（議案審議・閉会）

令和 3 年第 2 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和 3 年 6 月 8 日

令和３年第２回宇検村議会定例会会議録
令和３年６月８日（火曜日）午前９時３０分開議

１．議事日程（第１号）

○開会の宣告

○日程第 １ 会議録署名議員の指名

○日程第 ２ 会期の決定

○日程第 ３ 諸般の報告

○日程第 ４ 行政報告

○日程第 ５ 一般質問

３番 保 池 穂 好 議員

２番 壽山 新太郎 議員

５番 肥 後 充 浩 議員

４番 海 原 隆 家 議員

○散会の宣言

１．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	喜 島 孝 行 君	8 番	杉 浦 治 俊 君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元 山 公 知 君	企画観光課長	辰 島 月 美 君
副 村 長	植 田 稔 君	教育委員会事務局長	松 元 五 月 君
教 育 長	村 野 巳代治 君	建 設 課 長	高 田 浩 志 君
総 務 課 長	原 田 俊 昭 君	住民税務課長	柳 百々代 君
保健福祉課長	保 枝 力 人 君	産業振興課長	栄 平四郎 君
会 計 課 長	小 松 洋 仁 君		

△ 開 会 午前９時３０分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから、令和3年第2回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規程によって、壽山新太郎君、保池穂好君を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月11日までの4日間と決定しました。

△ 日程第３ 諸般の報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告はお手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第４ 行政報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○村長（元山公知君）

皆さん、おはようございます。私の行政報告の前に、去る5月28日に県道曾津高崎線の阿室屋鈍間が崩土による通行止めとなりました。現在、通行規制を行っているところではありますが、屋鈍集落の皆様をはじめ村民の皆様にはご不便をおかけしていますこと大変心苦しく感じております。現在、村民の皆様をはじめ県当局、建設業者の皆様のご協力の下、復旧に向け全力で取り組んでおりますので、もうしばらくお時間をいただきたく存じます。村民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和3年3月定例議会後の行政報告を行います。皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものをご報告いたします。

3月12日、自衛隊入隊者出発式報告会が役場であり、入隊者を激励いたしました。

3月17日、村育英財団選考委員会を元気の出る館で開催いたしました。

3月19日、村総合教育会を役場で開催いたしました。

3月23日、村地域公共交通会議を役場で開催いたしました。

4月6日、転入教職員宣誓式元気の出る館であり、出席いたしました。

4月15日、県庁関係機関の挨拶回りを行いました。

4月26日、県政説明会が鹿児島市であり、出席いたしました。

4月27日、県各種会議が鹿児島市であり、出席いたしました。

5月11日、世界自然遺産 I U C N 勧告の会見が奄美市であり、出席いたしました。

同日、県離島振興協議会臨時総会が鹿児島市であり、出席いたしました。

5月18日、株式会社スクーと5市町村との連携事業のウェブ調印式に出席いたしました。

5月28日、村防災会議を元気の出る館で開催いたしました。

6月4日、県庁にて知事、土木部長、暮らし保健部長に県道改良、ワクチン供給等の要望活動を行ってまいりました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで行政報告は終わりました。

△ 日程第5 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

3番、保池穂好君。

○3番（保池穂好君）

皆様、おはようございます。令和3年第2回定例会一般質問に先立ち、所見を申し上げます。

まず初めに、5月10日においてユネスコ諮問機関である I U C Nが、今年夏の世界自然遺産登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島について評価結果を登録と勧告しました。正式には7月下旬の世界遺産委員会の審査を待たなければなりません、大きく前進したのではと大変うれしく思っております。宇検村の発展のためには、行政、議会村民の皆様が一つになる、頑張ることが必要不可欠と考えております。1の10乗は1ですが、1.1の10乗は約2.59になります。今までの生活にちょっとプラスして何か始めてみませんか。そうすれば宇検村はもっと明るい未来が訪れます。現状維持は衰退の始まり。絶えず変化を繰り返し進化していきましょう。

それでは、通告に従い質問いたします。

まず1点目、村民の安心と安全の観点から、村民の安心と安全を確保するためには、消防団の存在は不可欠と考えます。消防団の安全に活動できること、体制、装備、教育、訓練がしっかりしてこそ、村民の安心と安全は確保されると考えますが、宇検村消防団の現状と課題、日額報酬、年間報酬の増額の考えはないか。また、団員の装備について質問しましたが、答弁で消防の職員と話をし、実際どれだけ必要かどうか、どういう研修をしたら備えられるか、話を詰め、備えられるのであれば揃えていきたいと答弁をされていますが、その後どうなったのか伺います。

2点目について、ワクチン接種の現在の進捗率と今後の計画をお示してください。

次に、各地首長が先にワクチンを接種したことが問題視されていますが、村長、副村長をはじめ、職員の接種時期の妥当の時期の考えをお示してください。

また、今年度も豊年祭が中止や神事のみと決定しているところがありますが、今年も14集落への補助金を出す考えはあるのか伺います。

3点目に、堆肥センターについて、昨年度末に人員削減され、村民へのサービスが懸念されましたが、現在の状況と今後の体制をお聞きいたします。

この後の再質問は通告席より伺います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの保池穂好君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

保池議員のご質問にお答えいたします。

まず、村民の安心と安全についての1点目の消防団の現状と課題はとのご質問ですが、現在、宇検村の消防団は7分団92名の定員に対し90名です。4月1日時点では定員を満たしており、一時的に2名不足となっております。全国で2年連続1万人以上消防団員が減少し、国が処遇改善に乗り出している中、本村の団員はほぼ定員確保されており、計画的に消防業務にあたっております。活動においては、災害時、即応できるように、分団での火災防御自主訓練、自衛隊海上保安署との合同訓練や防災訓練、消防団研修や広報活動など、年間計画を作成し活動しております。

課題としては、災害時に要援護者・要支援者をスムーズに避難誘導できるようにすることで、そ

のために必要な情報を行政、消防、自主防災組織で共有し、戸別避難計画を早期に作成するよう進めております。そして、大規模化する台風や大雨、コロナウイルス対策など、多岐にわたり対応が求められてきているので、消防団としてのスキルアップを図るため、さらなる訓練、研修などの機会を設け、支援していくことが重要であると考えております。

次に、2点目の日額報酬、年間報酬の増額の考えはとのご質問ですが、年間報酬については、今年度から国の基準を上回る額に条例を改正しております。日額の出動手当については、この令和3年4月に総務省消防庁長官通知が発出されました。内容は、報酬として災害時に1日当たり8,000円を標準とすること。各市町村において消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。また、団員個人に対し直接支給すべき報酬等と分団に必要な経費は適切に区分し、適切に予算措置すべきであることというのが主な内容となっております。そういった国の方針が明確に示され、全国に長官通知として発出されましたので、増額については十分検討すべきことであると考えます。

鹿児島県の実態として、出動手当7,000円を上回る市町村が1市1町で、鹿児島市と湧水町の2団体、その次が宇検村の5,500円となっております。43市町村の平均が4,830円となっております。このような状況下での消防長官通知でありますので、本村のみならず他の市町村も同様に増額について早急に検討を始めるものと考えます。今回、国が通知を発出するに至ったのは、出動手当が直接団員に支給されていない市町村が多いことや、出動手当と装備や被服などの経費が適切に区分されていない現状があり、全国一斉に処遇改善策として消防団員の確保に動き出したことになります。

本村は、出動手当は直接支給、手当と経費は明確に区別し予算化しておりますが、今後、消防団の活動がより重要になってきますので、さらなる改善支援を行い、村民の安心・安全に努めてまいります。

次に、3点目の3月定例会にて団員の装備について質問したが、その後どのようなようになったかのご質問ですが、3月議会で申し上げました3年度の装備で進めてきたシールド付ヘルメットは既に購入し、分団に配備されております。これまでも平成25年交付、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を受け、年次計画的に各分団に資機材等を配備しております。今後もあらゆる場面を想定し装備の充実にも努めてまいります。

次に、コロナについての1点目のワクチン接種の現在の進捗率はとのご質問ですが、今回の接種対象である65歳以上の高齢者の接種率は、6月4日現在、1回目の接種完了は160名の20.8%、2回目の接種完了率が40名の5.2%となっております。

次に、2点目の今後のワクチン接種の計画はとのご質問ですが、5月10日から開始した個別接種は1日当たり10名という計画で進めてまいりましたが、国からの7月までには希望する全ての高齢者への接種の完了ということを踏まえ、5月31日から1日当たり10名増の20名の個別接種への切り替えと、休診日の土曜・日曜に診療所において計8回の接種を行います。また、6月と7月に村体育館及び元気の出る館において集団接種を実施し、7月中旬までにワクチン接種を完了いたします。

次に、3点目の村長・副村長をはじめ職員のワクチン接種の時期はとのご質問ですが、首長等幹部のワクチン接種がテレビ・新聞等でも報じられておりますが、本村におきましては国が示す対象者の優先順位に基づき実施しております。そのため、村長・副村長等の接種においても国が示す優先順位に基づきワクチン接種を行う予定であります。

次に、4点目の今年も豊年祭が神事のみと決定されているところがあるが14集落への補助金の考えはとのご質問ですが、集落への助成金については、昨年9月、地方創生臨時交付金において新しい生活スタイルの中で地域活動がスタートできるようにと、1集落30万円助成いたしました。昨年は各集落の役員・団体間で連携・工夫しながら、地域活動の一部として助成金が使用されたことと思いますが、今年も影響が継続している中においては、更なる集落行事の規模内容等の見直しも必要になってくると考えます。その際、必要な分野においては村も積極的に協力してまいります。村としては現在、各集落からの要望を受け、村が支援すべきは予算措置を行い対応しております。今後も集落への支援の在り方としては、集落独自の課題なのか、村全体として取り組むべきものなのか、内容を分析・検討し集落への効果がより確かなものとなるよう今後も支援してまいりたいと考えております。

次に、堆肥センターについての昨年度末に人員削減され、住民へのサービスが懸念されたが、現在の状況と今後の計画はとのご質問ですが、現在の状況については、堆肥の生産販売、大型機械受託作業を作業職員3名と臨時作業員1名、事務員1名で運営しており、問題もなく運営されている状況です。今後も体制については、堆肥の安定供給や要望日時に応えた大型機械等の利用ができるよう人員の見直しを行い、作業職員1名を増員し4名、事務員1名体制で堆肥生産販売、大型機械等の運営を行い、村民及び利用者へのサービス向上に努めます。

また、繁忙期にも堆肥や大型機械等を安定して供給利用ができるよう、状況に応じて臨時作業員を増員し対応したいと考えております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○3番（保池穂好君）

まず始めですね、私個人も宇検村の消防団員として活動しておったんですけども、この消防団の課題等をしっかりと村当局に考えていただいて、早期に解決していただきたいという思いから、その思いをしっかりと村当局に理解してもらうため、また村民の理解もですね、得るために、今年5月30日付で消防団員を辞めました。本当に今まで、入ってきて10年、11年ぐらいなんですけれども、消防団、団長をはじめ、そしてまた職員の皆さん、村当局の皆さんには大変お世話になりました。今まで培ったものをですね、地域のまた自助という部分で、自助・共助という部分で生かしながら、また地域の安全、村民の安心のために、村議として、また1村民として頑張っていきたいなというふうに思っております。大変お世話になりました。ありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げさせていただきます。

それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。令和3年の3月に行われました消防団員の処遇等に関する検討会が行われました。座長に、すみません、読み方が間違っていたら大変申し訳ないんですが、諸崎さん、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長をはじめとします10名の委員の皆様で構成されている検討会となります。この資料を基に質問をさせていただきたいと思っています。答弁でもされていますが、現状のところ、私は辞めてしまいましたが、団員数のほうはほぼいるということで、現在のところは問題ないというふうに理解しました。しかしながら今後、また高齢化が進む中で団員の減少が懸念されるんじゃないかなというふうに考えますけども、まず村の消防団の平均年齢等、分かりましたらお答えをお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

少々お待ちください。お答えいたします。宇検村の消防団員の平均年齢は42.9歳でございます。

○3番（保池穂好君）

42.9ということで、意外と若いんだなというふうな感じがするんですけども、10年20年後となったときに、若い世代が少ない中で、これがまた平均年齢も上がっていくんじゃないかな、また、入団してくる若い人なんかも、もちろん少なくなってくるんだなというふうな懸念されますが、これに対しての対応策というふうなのはどのように考えていらっしゃいますか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。今現状、途中で辞められる方もいらっしゃいますが、また勧誘して入ってきて、ほぼ定員を満たしている状況でございます。そういう中においては、声をかける側も十分活動できる方に声をかけることでありますでしょうし、また、消防団に入られる方も、やっぱり消防団活動、激務でございますので、体力的に精神的に大丈夫ということで、自分で理解して入られると思います。ですから、年齢は若いほうがいろんな活動ではいいとは思いますが、本人が消防団活動としてやっていけるという年齢であればですね、村内に居住してですね、活動できるのであれば何歳でも大丈夫だと思っております。

○3番（保池穂好君）

全国の資料を見てみるとですね、宇検村も女性消防団員を入れていますが、全国では学生消防団員、また機能別消防団員を制度を導入して団員を確保を努めているみたいですけども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

消防団員について、女性消防団員は最近になって女性の消防団員ができておりますが、学生とかありますと村内から通われている方とかですね、少ないと思います。また、そういった中において、その学生の皆さんに消防団の活動とかをまず理解してもらうことから始めて、まずは啓発活動からしていきたいと考えております。

○3番（保池穂好君）

機能別消防団員についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

現在、消防団活動をしておりますが、機能別といいますと、いろんな分野分野、細部にわたって行う活動になるかとは思いますが、現在のところは今の活動で訓練を重ねてですね、活動計画なども年次的に計画してスキルアップに努めておりますので、足りるものと考えております。

○3番（保池穂好君）

現在のところは足りるという考えなので、まだこの機能別消防団員の確保には努められないという見解であるとは思いますが、今後、団員数が減ってきました、どうしても足りませんというときに、学生消防団員、また機能別消防団員の制度を受け入れて作って確保していくのが大事だというふうに考えるんですけども、現在のところは、もう考えるお考えはないということでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

消防団の活動の幅を広げていくためには、やはり啓発活動、広報活動、そういったものをもってですね、誇りを持って活動できる消防団をですね、広めていかなければならないと考えておりますので、まずは消防団活動を啓発していく、そういう活動をですね、そして理解をしてもらうということから消防団員の増に努めていきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

まず、学生消防団員についての僕の考えなんですけども、学生でここから通う学生に限られるので、数もすくないであろうというふうに思っているんですけども、宇検村に住んでもらう、そしてまた地域の人と交流してもらい、多世代交流の意味でも、この学生消防団員を確保することができれば、地域にちゃんと住んでいる、いただく若い方が増えるんじゃないかな、また、先輩なんかの姿も見てですね、いろんなまた歴史も学びながらやっていけるというようにいい部分があるというふうに考えます。そして、機能別消防団員は、これは多岐にわたるいろいろな種目を、団員が選べるという意味らしいんですね。例えば、女性消防団が後方支援と、よく言いますが、男性も例えば前のほうで、筒先は私は絶対したくありません、後方ならできますという消防団員が、それでオーケーならば消防団員に入りますというような人を確保できるような制度らしいんですよ。やっぱり、団員が減ってきて、やっぱりこうやって自分ができることを選んでもいいから入ってくださいというのも、今後、考えていかなければいけないのかなと思うので、ぜひまた早目にですね、今後減ったときにすぐ対応できるように検討していただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、日額報酬、年間報酬の増額のことなんですけども、宇検村のほうでは費用弁償として支給されていると思います。まず、金額のほうからちょっと議論させていただきたいなと思うんですけども、少々お待ちください。年間報酬については、今年度から国の基準を上回る額に条例を改正していますというふうな答弁をされております。団員については、この答弁のとおり国が示す交付税単価を500円上回っていて3万7,000円やっているとありますが、あとの班長以上ですね、班長以上に

については交付税単価を下回る金額となっております。この点についてはどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。ただいま班長以上ということでございますが、交付税単価ではですね、班長は3万7,000円、今回の改正では3万9,000円というふうになってございます。それ以上の副分団長から上のほうは、確かに交付税で示す額よりは少ないというふうになっておりますが、このへんはまた今回、団員のほうを改正したわけでありまして、また今後、また検討していきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

すみません、確かに班長のほうは3万7,000円を3万9,000円ですね、申し訳ない。分団長、副分団長、団長等は先ほども言いましたけれども、団長と言えば5,000円ですね、下回っているところでございます。前回も申し上げたんですけども、消防団員は自らの危険も顧みず、救助や警戒、避難誘導等、様々な場面で地域の防災力の要として頑張っていると思います。これがこの年間報酬、そしてまた費用弁償という5,500円ですね、の額でいいのかというふうに、すごく思うんですが、この点について、もう一回見解をお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。今回、先ほど議員がおっしゃられたとおりですね、消防長官の通知で消防団員の処遇に関する検討会というのが、昨年12月からこの3月にかけて開かれて、いろいろ検討される中で、消防団員が全国的に2年連続1万人を割っている状況ということで、数年後には80万人を割るというふうな状況で、国が本格的に動き出したということでもあります。そういったことを考えますと、私たちのこの宇検村においてもですね、国が処遇に乗り出したということは、改善処遇に乗り出したということは、消防団員が少なくなっているわけですから、処遇が悪いという考えで国は乗り出しているわけでありますので、そこら辺は十分考えなければいけないと思います。また、その中において、宇検村の5,500円という金額でございますが、答弁でもお答えしておりますが、村長がお答えしておりますが、鹿児島県においては交付税算定の7,000円を越える団体は1市1町、鹿児島市と湧水町でございます。その次に宇検村がきます、5,500円ですね。そして平均で4,830円、これは宇検村だけじゃなくて全町村で考えて行かなければならないことだと思っております。日ごろ消防団の活動が多岐にわたって避難誘導とかですね、増えていく中で、これはやはり改善していかなければならないという気持ちは、みんな思っていたと思いますけど、今回、こうやって全国に消防団のですね、改善についての通知が発出されましたので、今後は全国的にですね、動き出していくことと思っております。

○3番（保池穂好君）

村当局だけでなく各市町村で考えていけないといけないということなんですけども、確かにこの報告書でもですね、大規模の災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し

て出勤しているにも関わらず、市町村によって出勤手当の額が大きく異なることはおかしいというふうに明記されているんですけども、私の考えとしては、その額がおかしいので国が示す基準の8,000円をしっかりと皆さんにやって、ほかの周りの市町村も、宇検村さんがこの金額をやっているからやろうねってあげるのが一番いいやり方なんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についていかが思いますでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

その点についてですね、宇検村がまずやってみてということですが、確かに宇検村の手当といたしますと、現在も奄美のほうでも一番上のほうの出勤手当でございます。ですけど、全国的な動きでですね、今回は進めていかなければならないと考えておりますが、国が今回、報酬ということで、報酬として創設いたしました。それまでは費用弁償ということで出勤手当でした。費用弁償ですと実費で支払ったり、各市町村でばらつきがあるということで報酬ということ。報酬ということになりますと、やっぱり労働に対する対価とかいう考え方が基本にありますので、その差が各市町村で大幅に違えば、これはおかしいということになりますので、そういう報酬という考え方に基づいて、今後は改善されていくものと考えております。

○3番（保池穂好君）

課長も言われたとおりですね、この資料によると費用弁償で払うのではなくて、出勤報酬とするのが適当であるというふうに書いていますので、ぜひそういうふうにしていきたいと思いますというふうに思います。また、この件についてでも質問させていただきますけども、この資料の中で地方公務員法の第24条第2項の均衡の原則というのがありますが、類似の業務を行う国家公務員や他の地方公務員、民間労働者を参考とすることが適当であるというふうに書いております。やはりこの5,500円というのは低くて、3月議会でも申し上げましたが、1日働いて5,500円では最低賃金も下回る金額となりますので、この法律上であってもですね、やはりまだ金額を上げるべきではないかなというふうに思います。どうでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

そういうふうに均衡ということを考えて、今回国のほうが費用弁償ではなくて報酬ということを出し出して、来年の4月からですか、報酬ということを出し出して、全国的にですね、大体同じになるようにという考えで進んでいると思いますので、そこら辺は全国的な流れになりますので、均衡は取れてくるものと思っております。

○3番（保池穂好君）

これは全国の均衡が取れるとかいう意味ではなくて、業社や国家公務員、その他の何ですかね、みんなの給料に合わせて、報酬に合わせてやる意味だというふうに僕は理解しているんですけど、ぜひ来年からそういうふうに出勤報酬というふうに全国的になるということなので、来年にはこの日額報酬を、出勤報酬を上げる流れになるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○村長（元山公知君）

まず、これまでの保池議員の消防団員の活動に敬意を表し、また感謝申し上げます。ありがとうございました。

今のご質問ですけれども、先ほどの報酬と、また機能別消防団の話から、先にさせてください。その機能別消防団としての、やはり議員のまた意見もありましたが、やはり我々としては、その団員が入って来る方が、自分はこれしかできないけどいいですかと言って、その団がそれで機能するのであれば、我々としてはその団が当たり前に活動してくれれば全く問題ないことだと思っております。ですから、我々として、その方が、例えば運転しきれないからだめだとか、筒先は持たないからだめだとかいうのは、我々としてはそういうことは言えないというかですね、それは団がしっかりとそこで、その分団分団がその方の機能的なもので回るのであれば、全く私は問題ないと思っております。その中で、例えば、いつ出動するか分からないので、例えば、運転する方は、例えば飲まないで飲まないで飲まないといけないというの、私は思っているんですよ。そうしないと、例えば緊急時でも、災害時だから、そのまま飲酒した方がその車を運転して二次災害を起こすと、それは大変なことになるので、やはりそういうのもしっかりと、また消防団の方々と話した上で、今後その報酬に関しても、あまり今後入って来る方に対して厳しく、やはり規律は大事です、消防団としての。そればかりを言い続けると、なかなか今度は若い方々というか、入って来ない方もいらっしゃるの、そういう方も、やはりいろいろ勧誘できるようなことを、しっかりと消防団の方々と協議しながら、その報酬についても、来年の4月1日の報酬に向けて、我々としてもしっかりと考えていきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

消防団と報酬について考えていきたいということなんですけれども、元々消防団員というのは郷土愛が強くて、そういった村民の方を、みんなを助けてやろうという気持ちが多い、強いメンバーだというふうに僕は理解していて、自分から報酬を上げてくださいというような人は、本当にいないんじゃないかなというふうに思っています。それで僕が言いたいのは、そんなのを聞くんではないくて、しっかりとした、何回も言いますが、最低賃金を上回る国が示した金額をあげるのが当たり前じゃないですかということなんですけれども、それについてお願いします。

○村長（元山公知君）

保池議員、私は消防団に報酬を上げるという話じゃなくて、消防団が今、さっき機能的な話もしたじゃないですか。それで、消防団としてそういうふうなことで回るようなことであれば、そういうことでの協議ということで、その賃金を上げる上げないを消防団と話すとかじゃなくてですね、それはもうさっき保池議員がおっしゃったように、我々が国の方針の下、考えて皆さんに提示していくことであって、消防団との話というのは、協議というのは、その機能的、言ったじゃないですか、機能別消防団とかで、その消防団がしっかりとそれで回るのであれば、我々としてはその団員も、どうしてもやっぱり少ないのであればぜひ入れてくださいというふうな話になるということで協議の話をしたわけです。

○3番（保池穂好君）

次にですね、装備の件についてお話しさせていただきたいと思います。火災の際に、そのシールドだけでは、離れて消化する場合は大丈夫かもしれませんが、コンクリート鉄筋造とかの中で、窓から放水する場合には、結構近くまで行かないといけない場合が想定されます。その際には、そのシールドだけでは、実際見たことないので、僕はちょっと分かりませんが、その煙等のことに対して対応できるのかが、僕はちょっと不安ではないのかなというふうに思って質問させていただいたんですけども、そのシールドで煙等に対して対応できるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

3月の時点で申し上げましたというか、いろんなその火災のときの状況を聞いて、やはり煙とか、前線に出て行ったときに不安があるということで、やはりシールドが必要ということで、このシールド付ヘルメットを今回装備したわけでございますが、村長の答弁にもありましたように、今後ですね、あらゆる場面を想定して、想定というか、分析してですね、装備を増やしていくというふうになると思います。これまでもですね、平成25年のその法律から、毎年計画的に装備を揃えてきております。これもやはり何が必要かというのをその都度考えて、その考えの下、揃えてきておりますので、今後もですね、やはりあらゆる場面、今後出てくるであろうあらゆる場面を考えてですね、装備を揃えていくという考えであります。

○3番（保池穂好君）

すみません、そのシールドでは、煙等に対しては対応できるという認識でよかったんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

シールドでは、もちろん煙というのは隙間があったら全部入ってきますので、それはシールドだけではだめだと思いますけど、火災のときにいろんなのが飛んできますよね、それを防ぐためにシールドは必要だと思っております。また今後、議員がおっしゃるように煙ですね、煙対策をどうするかということであれば、また、その対策に見合った装備を、また今後はまた考えていかなければならないと思っております。

○3番（保池穂好君）

消防職員と協議した結果、シールドを購入したというふうに理解しているんですけども、そのシールドではなくて、協議した内容をちょっとお伺いしてよろしいですか、このシールドに関して。

○総務課長（原田俊昭君）

この3月のときですね、話したのは、1月の火災で消防団が前線に出て、分駐所の職員じゃなくて、普通の消防団がですね、前線に出て消火活動を行った際に、シールド的な物、体を守る物がなくて不安だったという状況がありました。ですから、その状況を考えて、今後はそういうのが必要じゃないかということで話して決めたわけでございます。また、今後はですね、それだけじゃなくて、先ほども申し上げました煙とか、いろんな場面を想定して順次装備を揃えていくということになります。以上です。

○3番（保池穂好君）

分かりました。まずは飛んで来る物に対しての消防団を守るために、消防団員を守るためにシールドを購入したというふうで理解しますが、本当にそういった煙等でちょっと具合が悪くなったということも、僕も聞いていますので、早目に対応できるように計画を立てて進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

再度繰り返しますけれども、本当に消防団員は、この宇検村のことを愛して、自分たちの家族を置き去りにして、ほかの皆さんを助けに行ったりする場合もあります。そういった消防団員のために、しっかりと早急にですね、この国が示す年間報酬、そしてまた出動報酬をあげれるように、早期に頑張っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、コロナについて聞きたいと思います。まずはじめにですね、村民の皆様から大きな苦情を聞いております。74歳以上は、また後からというふうにしたと思うんですけど、いろんな考えがあるとは思いますが、75歳以上の方からすれば、自分なんかは死んでもいいのかいというふうな感じで、強い意見として聞いております。この点についての、まず、なぜ分けたのか、この点について、まず説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。宇検村におきまして65歳以上の高齢者から74歳までの高齢者、それから75歳以上から79歳まで、それから80歳以上の方として分けております。今のご質問にあります、なぜ65歳から74歳が先だったかということになりますと、ファイザー社のですね、臨床試験の人数が非常に少なく、高齢者に対しての実績というか、何ですか、症例があまり出ていないということで、診療所の先生とも話した結果、若いというか、若い年寄りの方が先がいいんじゃないかということで、年代を分けております。以上です。

○3番（保池穂好君）

その臨床試験ですかね、がしていないので、データが少ないので、後からしたほうがいいのかというふうに考えたのは理解できたんですけども、その分けることによって、じゃあ、その何ですかね、75歳以上ですかね、の方の安全が担保されるかといったら、結果が出ていないので分からないという中で、村民の皆様の公平と、早く打って、コロナで重症化しないためには、同率で進めたほうが村民の理解が得られて、またみんなの安心も、不満もなかったんじゃないかなというふうに考えるんですけども、この点について説明をお願いします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

宇検村の感染状況とか見まして、まだ一人も発生していない状況であります。それを勘案したときに、65歳から74歳という方は活動範囲も広がりますので、車で運転したり、名瀬に出かけたり、旅行に行ったりしたりすることもあるかと思ひまして分けている状況であります。また、75歳以上というか、上の方、高齢者の中の上の方におきましては、順次していくことで、たいしたというか、接種の期限は若干の差はありますが、絶対的に摂取することにより大丈夫かと判断してお

ります。

○3番（保池穂好君）

あともう1点、苦情を聞いておるんですけども、最初74歳まで受け付けて、そのあと75歳以上の受付を順次していったと思うんですけども、先に受付を済ませているのに、75歳以上のほうが先に打ったというふうに、それを何でかというふうな苦情を受けております。この点についての説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。確かにですね、当初10名の計画で、1日10名の計画で進めておりました。それを国からの7月までにということを勘案しまして、最初予約を入れていたんですけど、それを前倒しにしていっております。それで、1日20名に増やしたりすることによって、若干の前後が出てきたこともあります。それは私も苦情を聞いておりますので、今後ないということで答えはしております。

○3番（保池穂好君）

当初は10名で65歳から74歳までで受付していたけど、10名増やしたので、その人数がある程度予約が、何というんですかね、埋まって、その年代までは終わっていたので、増やした段階で74歳以降が前倒しになってきたというような理解でよろしかったですかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

時系列で言いますと、当初、65歳以上から74歳までの接種券をですね、4月16日に発送しております。それで、5月の14日の日に75歳から79歳までの接種券を発送しております。そのときには、もう接種が始まっております。それで、10名から20名に増やした段階で詰めてきております。それで、65歳以上74歳未満の高齢者の方に関しましては足腰も頑丈だということで、集団というか、もっと大きい集団接種の会場に行ってもらってしてもらおうと。それで、75歳以上の方に関しては、個別にゆっくりと診療所で接種してもらおうという考えであります。

○3番（保池穂好君）

了解しました。次にですね、多くのメディアでは各市町村首長が先に打ったとって問題視されているんですけども、私としては、この宇検村を首長としてコロナに罹って、いなくなったら困る存在なので、先に打って、しっかりと村政運営ができる状態が好ましいんじゃないかなというふうに考えております。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○村長（元山公知君）

保池議員、誠にありがとうございます。我々も、私とまた副村長と教育長とですね、ワクチン接種を早期にともう、庁内でもいろいろ話しもありましたけども、やはり今、私どもが最初の予定から、国のまた方針の下、今、計画を見直してしているんですけども、その中で、やはりいろいろ苦情等ある中では、まだちょっと、しっかりとこの計画と固まって、今もう作っているんですけども、そうなった以降には、やはり一般の接種が始まるときに、また我々が先に接種するのかどうかというのを、また考えていきたいと思っております。まずは高齢者の接種を7月中にはしっかりと終

わらすということの目標で、そのあとに我々が早く打つのかどうかというのは、また考えていきたいと思っています。

○3番（保池穂好君）

了解しました。村長が先にですね、国の言うとおりにやっていきたいというお考えは理解できました。しかしながら、接種予約している場合でも、急きょキャンセルが入った場合、このワクチンは、何と言うんですかね、使用期限というんですかね、が短いということで、誰か先に打ったほうがいいんじゃないかというふうな考えで認識しているんですけども、こういったのを利用して、村長、副村長、そしてまた課局長、そしてまた村の職員も打っていったほうがいいんでではないかなというふうな考えですけども、これについてはどう考えていらっしゃいますか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

はい、お答えします。キャンセル等の理由により余剰ワクチンが生じた場合は、無駄なく接種を行う必要があることから、廃棄することなく効率的に摂取を行うこととし、まず、高齢者以外で基礎疾患を有する者、また高齢者施設等で働く従事者を優先的に接種したいと考えております。

○3番（保池穂好君）

分かりました。非常に優先順位、難しい問題だなというふうに思います。先に村民の方の健康、命をということで理解いたしますが、ぜひですね、本当に村長、副村長はじめ各課長、また村の職員がクラスターとか発生した場合にですね、村政運営に支障が出た場合は、本当に問題があると思うので、ぜひ健康には気をつけてですね、頑張ってくださいなというふうに思います。

次に、豊年祭のことで14集落の補助金を昨年度やったと思うんですけども、今年度も支援してまいりたいと考えていますということなんですけども、これは状況等によってはしないこともあり得るというような意味ですか、どうですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

昨年は新型コロナウイルスの影響が出て、また早急にいろんな支援をしなければいけないということで、この助成金だけじゃなくて、いろんなことをやったんですが、その中で、この影響が継続していく中で、集落のいろんな運営とかについてはですね、本当に応援していかなければいけないと考えております。現在でも豊年祭については8集落がまだ未定ですけど、そのほかの集落は中止、もしくは中止の方向で考えているということでもあります。その中において、この寄附金というのが、行事の寄附金というのがどういうふうな、集落においてどういうふうな扱われ方というか、どういう位置を占めるのかということで、まずはそこから考えていかなければいけないと思ってですね、集落区長会のときにちょっと皆さんからお伺いしたんですが、その中においては行事でほとんどを使ってですね、その残りは各団体、あと集落の作業とか、また最後残ったのが運営費に回っていくというふうな状況でございました。集落によっては、その割合が違ったりすると思います。ですから、その寄附金の影響がどのくらいあるかということですね、まずは集落といろいろ聞き取りをしながら、支援するのを一律ではなくて応援していったほうが、その集落に対する効果が上が

と考えておりますので、今からいろいろ集落の人と話しをしながらですね、支援をしていったほうがいいという考えであります。

○3番（保池穂好君）

了解しました。その集落での支出を加味してやったりとか、人口割とか、いろいろな考え方があると思いますので、ぜひ前向きにですね、やっていただきたいな、検討していただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間がないんですけども、堆肥センターのことについてなんですけど、昨年度末にアルバイト職員を解雇して、今後、どういった体制がいいのか、1・2カ月程度考えて運営していく、雇用していくというふうに村長が委員会で、予算委員会のほうで答弁していただいたと思うんですけども、今後は現在が職員、作業職員3人、臨時作業員1名、事務員1名で運営しているということなんですけども、解雇したすぐに1名を雇用した、すぐに雇用したというふうに聞いていますが、このことに関しては、村長が答弁で、委員会でおっしゃった、しっかりと状況を考えてやったのかなというふうに、ちょっと疑問に思いまして、この点について、ちょっと説明をお願いします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

お答えいたします。堆肥生産の支障をきたす恐れがあると、工場長のほうより相談を受けまして、工場長に人員を1名選択していただきました。それと、臨時職員として1名を、その採用した職員ですけど、臨時職員として1名を月15日間で半年、4月から9月の末まで半年間採用しております。以上です。

○3番（保池穂好君）

時間もないので、質問というか、要望で終わらせていただきたいと思うんですけども、任用職員ではないので、公募しなくていい、何と言いますかね、1企業でありますので公募しなくていいと思いますが、宇検村から補助金等を出して運営している会社というふうに認識しております。なので、村民としても、やっぱり公募して雇用したほうがよかったのではないかなというふうに思いますので、その点、今後考慮していただいて運営していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、時間が来ましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、3番、保池穂好君の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時50分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、壽山新太郎君。

○2番（壽山新太郎君）

場内の皆様、おはようございます。令和3年第2回定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の収束の見通しが見えない中、当宇検村においてもワクチン接種が開始されたところでございます。幸いなことに、宇検村ではこれまで感染ゼロが続いておりますが、1日も早く村民全員がですね、ワクチン接種を迫るよう、村当局は全力を挙げてワクチン接種計画の対策、対応の徹底方をよろしくお願いをいたします。また、村民の皆様におかれましては、今後とも感染予防を徹底し、この難局を乗り越えていければと思っております。

それでは早速でございますが、通告に従いまして4点について一般質問を行います。

まず1点目に、観光公園施設についてお伺いをいたします。1項目でございますが、村が指定管理している観光公園施設は何カ所設置しているのか、お伺いをいたします。2項目めに、村内の観光公園施設の管理及び整備について、村はどのような対応、取り組みを実施しているのか。3項目めに、今後新たな観光公園施設の新規計画はあるのか、お伺いをいたします。

2点目に、世界自然遺産登録についてでございます。先月の5月10日に国際自然保護連合が奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島について登録するよう求める勧告を発表し、7月にユネスコの世界遺産委員会で登録が正式決定する見通しでございますが、村当局としまして村民及び観光客に対する今後の対策、対応についてお伺いいたします。

3点目に、新型コロナワクチン接種についてでございますが、冒頭、所見でも申し上げましたとおり、当宇検村においてもですね、ワクチン接種が開始されたところでございますが、本村のワクチン接種に係る現在の進捗状況及び今後の接種計画についての対策、対応についてお伺いをいたします。

最後に4点目でございますが、令和2年12月定例会における空き家及び廃屋対策についての答弁に対する対応策をどうとったのか、確認をいたしてお伺いをいたします。

以上でございますが、あとは通告席にて質問をいたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの壽山新太郎君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光公園施設についての1点目の村が指定管理している観光公園は何カ所設置しているのかとのご質問ですが、ポケットパークや公園、トイレシャワー等30カ所の施設を管理しております。そのうち、県費で設置された施設が10カ所、宇検村の事業で設置された施設が20カ所であります。

次に、2点目の村内の観光公園施設の管理及び整備について、村はどのような対応、取り組みを行

っているのかとのご質問ですが、施設の維持管理については、清掃管理委託など年間業務委託契約を締結し、管理していただいております。業務委託契約以外に集落やボランティアで清掃管理されている施設が6カ所、そのほか利用者から施設の不具合等の連絡があった場合は、職員が早急に現場を確認、対応しており、修繕等が必要な場合は非常時に対応するための修繕費の予算を確保しているため、その都度業者に対応していただいております。

次に、3点目の今後新たな観光公園設置の計画はあるのかとのご質問ですが、今年度は鹿児島県魅力ある観光地づくり事業で生勝公園が整備されます。鹿児島県の事業で施行され、駐車場、トイレ、東屋等が整備されることになっております。令和元年度には峰田山公園再整備基本計画が策定されております。周辺自然景観の展望園地として整備されて以来、経年劣化により来園者の利用に支障をきたしているため、持続的な観光利用に供し、再整備に向け計画を策定したところであります。今後、建設検討委員会等で整備基本計画の内容を精査し、事業実施に向け検討してしていく予定であります。

次に、世界自然遺産登録についての村民及び観光客に対する今後の対策、対応はとのご質問ですが、IUCNの世界自然遺産への登録が適当との勧告は、奄美群島の豊かな自然環境が世界の宝として評価されたものであり、7月末の世界遺産委員会での登録決定に大きく期待するところであります。一方、世界自然遺産登録による観光客の増加に伴う村民の生活への影響や自然環境への影響など、観光管理は大きな課題として上げられ、利用の質の確保、地域住民の活動、生活の配慮などのルール策定が求められております。自然保護上重要な地域における利用のルール作りを行い、増加する観光客による過剰利用を防止し、貴重な動植物の保護に努めることも必要です。損としても今年度完成予定の体験観光多目的交流施設に設ける観光総合窓口を充実させ、観光資源の適切な利用に誘導し、人・暮らし・文化などの宇検村の魅力と触れ合う場を創出しながら、宇検村ならではの観光の展開ができるよう、村民と観光客相互の満足度が得られるよう計画を進めていく所存であります。

次に、新型コロナワクチン接種についての1点目の本村のワクチン接種に係る現在の進捗状況はとのご質問ですが、今回の接種対象である65歳以上の高齢者の接種率は、6月4日現在で1回目の接種完了率が160名の20.8%、2回目の接種完了率が40名の5.2%となっております。

次に、2点目の今後の接種スケジュールについての対策・対応はとのご質問ですが、5月10日から開始した個別接種は、1日当たり10名という計画で進めてまいりましたが、国からの7月までには希望する全ての高齢者への接種の完了ということを踏まえ、5月31日から1日当たり10名増の20名の個別接種への切り替えと、休診日の土曜・日曜に診療所において計8回の接種を行います。また、6月と7月に村体育館及び元気の出る館において集団接種を実施し、7月中旬までにワクチン接種を完了いたします。

次に、過去の質問事項に対する対応措置についての令和2年12月定例会における空き家及び廃屋対策についての答弁に対する対応策をどうとったかとのご質問ですが、昨年12月に壽山議員の空き家

に対する対応や対策についての質問を受けて、空き家の除却に係る費用面について、補助金交付制度も検討しながら来年度方向性がきちんとお示しできるよう努力する旨答弁いたしました。その後の取り組みについて報告いたします。

宇検村の空き家等対策計画の策定及び今後の空き家等対策を推進していくための基礎資料とするため、非住家及び廃屋と思われる建物の所有者等に対して、意向調査アンケートを実施いたしました。非住家118件と廃屋65件の建物合計183件のうち、所有者と思われる方と、その住所を特定できた146件を対象として、建物の使用状況、使用しなくなった理由、維持管理状況、利活用の意向、その他空き家等に関する意見等を調査いたしました。全体の回答は、97件で66.4%の回答率となっております。その後、集落別にアンケートを集計し、区長さんに結果をお渡しし、空き家状況や持ち主の意向の情報を共有しております。空き家の持ち主との連絡調整を区長に依頼し、区長と企画観光課で協議しながら対応していく計画です。空き家の対策や問題解決を進めていく中で、集落としての困り事や集落としての意見等を基に、宇検村として望ましい空き家等対策における基本方針を打ち出し、方針に基づいた施策に取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○2番（壽山新太郎君）

最初の観光公園施設についての、村が指定管理している観光施設の何カ所設置しているかというところですけど、村長の答弁の中ではポケットパークや公園、トイレシャワー等30カ所、そのうち県費で設置された施設が10カ所、宇検村の事業で設置された箇所が20カ所と答弁されておりますが、私はですね、常日頃インターネットのほうで、その中で観光情報サイトのもので、じゃらんネットというのがあるんですよ。そちらのもので、宇検村の観光スポットのランキングが示されておりますが、その中でこのじゃらんネットによりますと17カ所ですね、アップされているところがございます。ちなみに第1位がアランガチの滝、第2位がですね、タエン浜海水浴場ですね、第3位が屋鈍海岸となっているところではありますが、その中の第1位のアランガチの滝のもので、そのネットの口コミの情報によりますと、かなり口コミがありまして、45件ほどですね、口コミがございます。その中でですね、2点ほど紹介したいんですが、奄美大島にある落差30mの美しい滝ですと。三筋に分かれていて落ちるその姿は迫力があり、とても魅力的でしたというのが1点。2点目が、この滝は想像以上の迫力で驚きましたよと。また行きたいですねという口コミでございます。私はですね、このまた行きたいですというリピーター的な口コミを見ましてですね、大変うれしく思ったところでございます。このようなネットがですね、いろんなネットが観光施設のもので、ありますが、村当局としましては、このようなネットでの宇検村観光に関する情報とかはですね、見たり、把握とか、されているんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

そういう観光サイトであつたりとかは、多数あるかと思います。私はこのじゃらんネットという

のは、ちょっと拝見したことはないんですけれども、実際に来村をして、その方々の感触であったり、意見であったりとかが広報活動にもなるかと思います。その口コミという部分では、すごくそれも一つの情報提供でありますので、そういうところもしっかりと意見を把握したいところなんですけども、目にするところはきちんと把握しながら、そういう情報系というのは、やっぱり一つの大事な手段ですので、情報は受けていきたいと思います。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひですね、いろんなネットでありますので、いろんな口コミというのは、その観光に回った方々のいろんな情報でもありますので、そういったのも吸い上げながらですね、していっていただきたいと思います。その17カ所、私独自にですね、この情報を基にその観光公園施設のですね、視察をですね、行ったところでございます。その中でですね、2番目の、視察した箇所はですね、アランガチの滝、湯湾岳展望公園、赤土山展望公園、ケンムン公園ですか、あと峰田山公園、最後には宇検村の総合運動公園をですね、ちょっと自分で写真を撮って、いろんな点検、視察をしたところでございますが、2点目の公園管理のですね、管理整備について、どのような対応を行っているのかという質問に対してなんですが、まず、峰田山公園なんですが、この公園につきましては、村民の皆様をはじめ、各観光客もですね、私の芦検の上にある公園でございますから、かなり観光客の方もその公園に遊びに行っているというところでございますが、自分が見た結果ですね、管理、整備状況ともにですね、とても不安というか、残念をですね、感じたところでございます。というのもですね、まず上がって、障害者用のトイレですか、そこが流れず詰まっていたり、トイレ棟の正面の電気がですね、切れていたりですね、あと一番怖かったのが、木で作った手すりの階段があるんですが、その手すり部分が腐食によりまして、まだ完全に壊れてはないんですけど、こうくるくる回ってですね、非常に危険な状況であったりですね、あと遊具施設につきましても、かなり老朽化が進んでいるというのを見受けられました。このような状況をですね、村当局自体は把握しているのかどうか、そこをまず確認をお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

委託契約で管理をしていただいている場所なんですけれども、それなりに観光客のほうから不具合があったときには、役場のほうに直接意見などをいただいております。トイレのお話があったと思うんですけれども、水道関係もすごく問題が多くて、平成6年に水道関係は工事を行って、園地は平成7年から17年と、それぞれその公園がもうかなりの年数が経っているということで支障をきたしております。そういう不具合を受けて、峰田山公園の再整備基本計画が既に策定はされてはいるんですけれども、そこにしっかりとみんなの意見を聞いて、どういう公園であるべきか、遊具が必要なのか、もしくは園地で花をいっぱいにして、底を打ち出していくのかという、そのコンセプトという部分がまだしっかりと打ち出されていないので、今後検討しながら、ちょっと劣化している部分は事故であったりとか、そういうものの不具合があるところは早急に対応していきながら、今のところ維持していきたいと思っています。

○2番（壽山新太郎君）

私がですね、特に心配しているのは、先ほど課長からもあったとおり、事故が起きてからではですね、本当に遅いと思います。過去にもいろんなニュース等で遊具施設の不具合によりましていろんな事故が発生しております。そうなったら、本当におしまいというか、いろんな問題が出てきますので、その答弁の中でですね、利用者の方からその施設の不具合等の連絡があった場合に、職員が早急に現場を確認、対応とありますが、やはり管理している村当局側としましては、月1回でもいいですし、担当課の職員がですね、見るなり、それがいろんな意味で忙しくて見れない場合には、年に1回か2回ですね、専門業者の方に委託をさせてですね、その公園施設、峰田山公園だけじゃないんですけど、そういう遊具施設につきましては、点検をですね、していただきたいと、このことについては、村民の方からもですね、結構ねじが緩んでいるとかいうのを聞きますので、そこ辺りはですね、やっぱり職員も目で見て対応していただきたいと思うところであります。

次に、宇検村の総合運動公園なんですけど、こちらですね、村民の皆様が利用しておりまして、特に定期的に保育所の園児の皆さんがですね、定期的に利用している状況でありますけど、こちらですね、確認しましたところ、かなり遊具施設の老朽化によりまして大変な危険な状況であるというのが伺えます。特に、ブランコねじがですね、緩んでいまして、そこは早急に担当課のほうに電話をしまして、今は使用中止のあれを貼ってですね、使用できなくなっておりますけど、やっぱり先ほどの公園設備もそうなんですけど、やはり点検等につきましては、職員がやはり目で見てですね、やっていただきたいと思います。

それと、運動公園管理費で年間220万円ほど管理の予算を計上しておりますけど、池がありますよね、あそこを見ると、コイがいるのかいないのか分からない状態で、パイレンとか中に落ちていまして、ものすごく汚いですよね。あそこ入り口なので、かなり見た目も大事と思うんですよ。これから次の世界遺産のことにしてもそうなんですけど、やはり自分から見た中では、管理、整備がちょっとあまり徹底されてないというのが見受けられますので、池の管理とか、そういった総合的に含みまして、いろんな改善をしていただきたいと思います。新しいですね、老朽化が進んでおりますので、新しい遊具施設の入替えの予定とかはないんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

先ほど申し上げた峰田山公園の再整備基本計画の中には、遊具施設なども計画をされております。ですけれども、村民がどういう利用の仕方をするのか、どこにあったほうが村民が利用がしやすいのかという部分では、その運動公園のところが一番みんなが集まるし、利用しやすいんじゃないかという意見などもあるので、そういうところに関しましては峰田山公園を遊具というよりは運動公園を充実させるのかという、その優先順位であったり、村民の意見を聞きながら、今本当に老朽化をしているので、事故の未然防止のことも考えながら、早急にその遊具の優先順位であったりとか、そういうことは検討していかないといけない部分で、実際にそういう意見も今出ていますので、決定に至るまで検討していきたいと思います。

○2番（壽山新太郎君）

先ほどの課長の答弁でもありましたとおり、やはりですね、若い子育て中の村民の皆さんにおかれましては、この公園というのはかなりですね、すごい行くような場所になってきます。近隣の大和村とか、瀬戸内町、奄美市もそうなんですけど、観光公園施設には力を入れると聞いております。宇検村でもですね、若い子育て世代の皆様や、これからの宇検村観光業の発展のためにもですね、施設の管理、整備の徹底、また観光公園施設の建設などですね、いろんな新しい企画等を立案してですね、観光費の充実を図りまして、前向きな対応をよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、世界自然遺産登録についてでございますが、12月の、3月の定例会の中でですね、村民に対する、村民及び観光客に対する対応ということで、去年から計画しております体験観光多目的交流施設の観光の総合窓口を設置予定という答弁がございましたが、そちらについての進捗状況はどんな感じなんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

基本設計はもうできておりまして、詳細設計もして、完成予定が2月をめどに完成を目標にしています。

○2番（壽山新太郎君）

その中でですね、世界中から多くの観光客が、ここ宇検村にも来村して来ることが予想されますというところで、インバウンド対応の具体的な取り組み内容とか、インバウンドなんで、いわば外国人さん相手ですよ。通訳者を設置するとか、そういった取り組み内容とかは決まっているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

インバウンド対応ということで、地域おこし協力隊の方に専門で取り組んでいただいております。きちんとしたルールづくりが必要ですし、また啓発というのも大事なので、そのルールづくりであったりとか、コースづくり、そういうのを今、地域おこし協力隊が開発中であります。

○2番（壽山新太郎君）

いろんな取り組みとかはされていると思いますが、現段階での懸念材料とか、そういったのがありましたら教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

やはり世界自然遺産登録ということで、既に注目されているので、5月連休などのかなり想定外の多さで観光客がお見えになりました。そういうことに関しての村民感情とすれば、ちょっと生活圏を荒らされたような、そういうちょっと不具合があったようです。今から世界自然遺産登録がかなうと、さらに観光客の方が増えるということが想像されますので、そこをうまく具合にルールづくりというのが必要となってきます。海岸にしても山にしても、やはり規制をかけるというのは、強制力があまり発生しないところもあるので、集落民のお願いレベルとか、環境のためをお願いしますとか、看板で啓発する、また集落民の人たちがキャンプをされている方たちに1件1件お願いし

て、集落ではこういうルールがあるのでお願いしますという、そういう地道な活動から、また観光客と村民の関係が生まれてくると思いますし、そういうふうにやっていきたいと思います。ですから、観光客が増えるということに対しての住民と観光客のバランスというのが、今ちょっと課題かなということは感じています。

○2番（壽山新太郎君）

課長がおっしゃったとおり、そこが一番難しいところなんですよ。観光客は増やしたい、そして宇検村を潤っていきたいんですけど、やはり、住民に苦情とかですね、そういう環境破壊とか、そういうので溝が深まりますので、そこ辺りは難しいところではございますけど、せっかくもうすぐ登録ができますので、そこ辺りはいろんな各市町村の奄美大島ですね、いろんな意見等を聞きながら払拭していただきたいと思います。

それとですね、宇検村の観光についてなんですが、今、エコツアーガイドがいらっしゃると思いますが、その方々と連携をした取り組みが必要不可欠じゃないかと思われそうですが、そういった中で、関連性でそのエコツアーガイドの方々と具体的な取り組み計画とかはされているんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

場所によってはエコツアーガイドさんが同行しないとそこに入ったらいけないとか、そういうルールづくりをしているところもあるようです。宇検村のガイド協会で初期段階の講座終了生が5名、そして認定を受けている方も1名いらっしゃいます。そういう方々が観光客の方に説明をしていく中で、自然の保護につながっていくかと思います。今後またガイド協会を中心にいろいろ活動を今されているので、そういうところから観光客への啓発活動、そしてまた宇検村ファンが一人でも増えるように向かっていければと思っています。

○2番（壽山新太郎君）

このエコツアーガイドの方々との連携はですね、非常に僕は大事だと思っているんですよ。ハブを見たりとか、いろんな植物、専門的な知識を持った方々と連携してですね、すると、やはりまた宇検村の良さが分かってくると思いますので、すみません、もう一回、ツアーガイドに認定されている人数をもう一回、すみません、教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

実際認定を受けている方が1名で、初期講座というのを受講された方が5名です。

○2番（壽山新太郎君）

その世界遺産登録に向けて人数を今から増やすとか、何かそういった計画はないでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、これが広域で講座を行っています。最近も計画されていたんですけども、ちょっとコロナの関係で講座が延期になっておりますが、その講座を受講を希望している方もいらっしゃいますので、今後増えていく可能性はあると思います。

○2番（壽山新太郎君）

先ほど来、言っておりますとおり、連携が大事だと思いますので、人数の把握等も含めてですね、対応方をよろしくお願いします。

もう1点なんですが、インバウンド効果対策拡大に向けてですね、新たな取り組み企画としまして、今、ほかの市町村等も取り組んでおりますが、自転車を活用したですね、観光地域づくり、いわゆるサイクルツーリズムと言うんですか、そういったのを導入するお考えとかはないでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、宇検村といたしましても、コロナの交付金で計画を立てておりまして、導入は予定しております。これが車種であったりとか、どういうふうに大島郡全体をつないでいくのかという、その根本的な計画がしっかりすると、このコロナ交付金を導入して購入するというのを、9月議会までには上げればと、今計画しております。大和村が今導入をして、奄美市のほうも事業で導入が決定しています。先立って導入したのが龍郷町ということで、そういう宇検村のみならず大島本島全部をつなぐような、そういう観光ルートというの、今後計画していきたいと思っています。

○2番（壽山新太郎君）

県としましても、世界自然遺産登録を見据えてですね、奄美群島のサイクルツーリズム構築事業をですね、推進をしていると聞いております。奄美ならではのでもないですが、宇検村ならではの、自然や文化に触れ合うことのできる絶好の機会ですので、ぜひともですね、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

これと関連をしての質問なんですが、西古見から屋鈍間の道路を整備し、奄美大島南西部ルートを確立し観光発展を目指す、村長が令和3年度の施政方針でありましたが、これはいつ頃完成する予定か、また、今の進捗状況とか、そういったのがもし分かれば教えてください。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。先ほど議員言われた場所につきましては、屋鈍から西古見の村道の事業だと思いますけども、この事業につきましては、現在、社会資本整備交付金事業で整備中でございます。当然、屋鈍側からずっと上のほうに向かって進んでいきますと、頂上のほうから西古見に向けて、現在、舗装が200mほど終わっておりまして、次の区間、その西古見の間を今年度から2工区体制で、終点側からと屋鈍側からと2工区体制で舗装工事をしておりまして、そこは現道の舗装です。屋鈍集落の所有の土地を先に舗装するということでやっております、そこに行く間のその道につきましては、現在、用地調査員のほうで土地の宇検村に、その土地をですね、宇検村に登録をしないといけないので、その辺の作業を進めているところでございます。

○2番（壽山新太郎君）

はい、了解しました。よろしくお願いします。最後のちょっと確認なんですけど、これに関連付けましてですね、赤土山付近がですね、携帯電話が繋がらないということで、かなり村民の方、

また村外の方々からですね、不便であると。また、事故等緊急時に対応できないとの声をですね、多く聞きます。その携帯のアンテナについては、村の管轄か、県の管轄かちょっと分からないんですけど、これにつきましては何処の管轄になるんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

そういう整備は市町村単位で行うということで、今度、W i - F i の事業を、またこのコロナ交付金を利用しまして計画はしているんですが、まずは拠点となる中央部を充実をさせて、公共施設が、中央部を充実させて、そのあと赤土山も一応計画には入れてはいるんですけども、ちょっと予算が伴う部分ですので、それぞれ優先順位を決めながらエリアを広く持って行ければというふうに計画をしております。

○2番（壽山新太郎君）

これ、本当はかなり村民の方が要望というか、声を多く聞きますので、いろんな難しいハードルがあると思いますけど、できるだけですね、早急にアンテナ設置をお願いしたいというところではあります。世界遺産登録の件につきましては、宇検村のですね、将来というか、がかかっておりますので、我々議会もですね、一生懸命いろんなPRをしていきたいと思いますので、一緒になってですね、頑張っていければと思っております。

次にですね、新型コロナワクチンについてでございますが、先ほど同僚議員から質問があったところ、重複するところは省略しますが、まず最初にですね、答弁の中で国から政府の指針でですね、7月末までに65歳以上の高齢者の方々の接種を終了するという国からの通達によりまして当初計画を修正し、若干、6月7月の集団接種に切り替えるという答弁でございますが、前回の3月の定例会のときに、宇検村につきましては個別接種を優先してやるというふうに聞いておりますが、なぜですね、当初から郡医師会の先生方とかにお願いをしまして、打ち手を集めてですね、集団接種をしなかったのか、その根本的なところをお教えてください。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。当初の計画では個別接種を計画しておりました。本村の人口規模、また感染状況を把握しながらの当初の計画でしたので、個別でも大丈夫だという認識でおりました。また、5月に入りまして国からの7月までに65歳以上の高齢者の接種を完了ということになりましたので、それだけじゃないんですが、早く村民のために接種を行わないといけないという考えで計画を立て直し、集団接種をしたり、休日の診療所を利用して30名から60名の接種を考えて計画しております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

国からの指針でですね、前倒しで一生懸命職員の方々、ご苦労されて、土・日もですね、いろんな接種をして、大変ありがたいと思っておりますが、その中でですね、かなり高齢者の方々に受けなかった方、またはキャンセルをされた方が結構出ているというところを伺っておりますが、大体、そういう件数的にはどんな数か、分かる範囲で教えていただければと思います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。すみませんけど把握していないので、後ほどの答でよろしいでしょうか。すみません。

○2番（壽山新太郎君）

先ほど答弁の中で、6月7日に体育館及び元気の出る館で集団接種を行うというところでございますが、その集団接種に対してですね、村民の送迎体制とか、接種会場の感染予防対策とか、副反応対応ですね、そういったのはどのような形で実施するのでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。村民の送迎に関しましては、あくまでも自主によります接種ですので、こちらからバスを出すとかいう考えではありませんが、国からの補助金でバス代、タクシー代とか出せるということです。このことですので、こっちに来る交通手段がないという方に関しましては、タクシーとか予約して対応したいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

その集団接種は何名規模ぐらいで入れるんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。集団接種がですね、最初、6月20日に予定しております。それが120名になります。その1回目が6月20日、2回目になりますが、その最初の120名を行いまして、その2回目が7月11日になります。それで第2弾目としまして7月3日で、その2回目が7月24日の120名を予定しております。

○2番（壽山新太郎君）

最初の答弁でですね、今現在の進捗状況が第1回目接種完了が160名の20.8%、2回目の接種完了率が40名の5.2%になっておりますが、この6月7月の集団接種をすると、第1弾の65歳以上の方のワクチン接種は終了するという考えでよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。6月6日現在でですね、65歳から74歳がですね、接種率が154人です。全体の40%を超えています。75歳から79歳までが5名、80歳以上が61名となっておりますが、計画では7月中の7月の24日までには確実に高齢者は終了すると考えております。

○2番（壽山新太郎君）

了解しました。非常に大変だと思いますが、よろしくお願いします。

2点目にですね、第2弾のスケジュールで基礎疾患のある方及び高齢者施設の従事者ですか、社協さんとか、そういう方が第2弾の接種計画となっておると思いますが、これは基礎疾患のある方についてはですね、そういう人数把握とか、多分難しいと思うんですけど、こういった把握をして対応するんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。64歳の基礎疾患なんですけど、村民全体にまず接種券を発送する予定です。その中に基礎疾患を有する者は、まず連絡くださいということで把握したいと考えております。

○2番（壽山新太郎君）

答弁の中で、全村民ですか、65歳以下の。

○保健福祉課長（保枝力人君）

今言われています12歳以上、64歳未満です。

○2番（壽山新太郎君）

すみません。要は基礎疾患があるかどうか、自主申告みたいな形になると思いますけど、そういう特別なそれを証明する何か診断書とか、そういったのは特段必要はないんでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

はい、お答えします。特にありません。自己申告ですので、特にございません。

○2番（壽山新太郎君）

分かりました。了解でございます。把握が難しくてですね、基礎疾患の方に対する対応は大変だと思いますが、よろしくお願いします。

最後にですね、いろいろ話を聞きますけど、このワクチン接種につきましては、村民の皆様もですね、我々はいつ接種できるのかとかですね、村からの情報が乏しい、周知不足とかですね、いろいろな声が聞かれます。これは要望というか、お願いなんですけど、今後の接種計画のですね、明確にしまして、村民に対して情報発信をですよ、チラシとか、特にホームページ、マイク放送等をですね、徹底方を強くお願いいたします。遅かれ早かれ情報が一番大事だと思いますので、情報が入ればですね、村民の皆様は安心をして接種までには感染予防対策をですね、しっかりすると思いますので、この情報発信についてはひとつよろしくお願いしますと思います。

最後に過去の質問事項に対する対応措置なんですけど、去年の2月の3日にですね、開催をした南部振興協議担当者会での協議内容をですね、教えていただければと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

このコロナ禍で、ちょっと協議会はなかったんですけども、担当者会での開催でした。その中でもそういう議題は上げていこうという方向性は持って行っております。南部3町村での取り組みというのはできていないんですけども、もちろんその条例設定をした瀬戸内町からは参考資料としていただいておりますし、大和村ともいろいろと話しをしながらなんですけど、宇検村はやっぱり宇検村独自でことを進めていかないといけないので、まずアンケート調査ということで住所の分かる持ち主と思われる方には発送をして、それぞれの事情を把握することから始めるという部分では、アンケート調査を行っております。集約をして各区長さん方にも下ろしているんですけども、どうしても役場対家主さんという部分では、なかなか情報のやり取りがしにくいということで、事情の分かっている集落の区長さんに窓口をお願いをして、1件1件困りごとを聞きながら、どういう制定が望ましいのか、宇検村としての規則づくりというのに取り組んでいきたいと思いま

す。

○2番（壽山新太郎君）

じゃあ、今の段階ではこの前の回答というか、うちが12月に質問した内容に対して、総務課長のほうから自己確認の資料を貰っておりますけど、今の段階では基本方針とか、そういう取り組みを示す計画書のほうは、まだ作成はされてないというところよろしいでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、前回の答弁の中では来年度中に結果を出したいということを申し上げたかと思います。この除却条例に関しても、目標とすれば9月に除却条例というのを上程できればなというふうには考えておりますが、これもきちんとしたルールづくりと、責任はその持ち主にあるというその基本をしっかりと啓発しながらやっていかないといけない部分だと思うので、ちょっと慎重に今取り組んでいるところです。

○2番（壽山新太郎君）

この空き家対策については、本当に大変、いろんなハードルがあつてですね、大変だと僕も思います。最後に何ですけど、昨日の新聞にも出ておりましたが、私自身は確認はしておりませんが、宇検村はですね、転入が転出を上回る転入超過村であると、昨日の新聞に載っていたところでありますが、同じですね、転入超過の龍郷町では、地域おこし協力隊の方々がいろんなですね、企画を立案しまして、移住ガイドセンターすもうデイを解説しまして、空き家の貸し借りについての相談とかですね、移住希望者との地域のマッチング支援等をですね、行っているみたいです。本当に空き家及び廃屋対策につきましては、ほかの市町村がですね、さまざまな対策対応を実施しておりますので、いろんな各市町村との連携も大事ですけど、そういった近隣市町村の事例等もですね、参考にしながら、この空き家・廃屋対策も対応の徹底方をよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（杉浦治俊君）

これで2番、壽山新太郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後の開会は1時10分とします。

休憩 午前 1 時 4 1 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の一般質問の前に、先ほどの壽山議員からの質問の中で、保健福祉課長のほうから答弁がありますので、保健福祉課長、よろしくお願いします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

先ほど壽山議員からの質問でキャンセルが何件あったかという質問がありましたが、5件ありました。5件のうち高齢者施設で働いている、従事している職員に接種しております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

よろしいですか。

続きまして、5番、肥後充浩君。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、こんにちは。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、その前に一言所見を申し上げたいと思います。

4月から新年度になりして初めての議会です。新年度の予算も執行され、約3カ月が過ぎようとしております。予算的的確な執行が行われるよう、議会といたしましても村当局と協力・協調して村政運営を注視していきたいと思います。まだまだコロナウイルスが収まる気配が見えませんが、幸いなことに本宇検村では感染者ゼロが続いております。これも村民皆様の徹底した感染予防の結果だと思います。感謝をいたします。予防ワクチンの接種も行われておりますが、日常生活は窮屈で大変だと思います。今後も3密を避け、不要不急の外出を自粛いたしますよう、改めてお願い申し上げます。そして、健康に過ごされますよう祈念いたします。5月の雨において屋鈍阿室間が通行止めとなっておりますが、早急な復旧をお願いいたしたいと思います。うれしい情報として、昨日の新聞によりますと、本村は国保税収納率が群島内でトップとのことが書かれておりました。これも律儀な性格、村民性の現れだと思います。また、世界自然遺産登録が7月には決定いたします。世界自然遺産は宇検村を中心に設定されております。少しでも宇検村が潤うような村独自の取り組みを模索していかなければならないと思います。今後知恵を絞り、受入体制の充実を図っていききたいと思います。村民の皆様の協力が必要ですので、ぜひご理解ください。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

前の同僚二人の議員からもいろいろありましたけれども、まず、新型コロナウイルス予防接種についてですが、本村の65歳以上の人口は約730名ほどです。村の人口の約43%に当たり、現在までに予防接種された人数は何人なのか、お教えてください。

また、多くの高齢者からの質問がありました。他の町村におきましては、75歳以上の方々の優先接種が多く見受けられますが、なぜ本村においては65歳以上を優先接種したのか。その経緯をお聞きたいします。

次に、現在、集団接種の話が聞こえてきますが、なぜ最初から集団接種の計画は検討できなかったのか。その理由を教えてください。また、今の計画で高齢者の予防ワクチンの接種はいつ頃終了するのか、教えてください。また、65歳以下の方々の接種時期の計画はどうなっているのか、お示してください。

次に、世界遺産登録についてですが、今後の登録の審査予定及び日程はどうなっているのか、教えてください。村として登録後の計画等はどうなっているのか、お聞きします。村独自の整備計画

や受入体制はどう計画しているか、お教えてください。

次に、村育英資金についてお聞きします。財団から基金に変更いたしました。その後の運営及び利用状況をお教えてください。基金現在の奨学金の貸し付けや償還金の返却、滞納はどのようなになっているのか、お聞きいたします。また、昨年の全員協議会において財団の説明が行われましたが、そのときに村民への経緯と説明、謝罪は集落説明会等で行うとお聞きしましたが、コロナにより集落説明会等は開催できませんでしたが、どのような方法で説明、謝罪を行うのか。また、昨年の9月議会をめぐり懲罰委員会を開くと聞いていたが、その後どのようなになったかお聞きします。

あとは通告席にて再質問したいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス予防ワクチン接種についての1点目の現在の接種を受けた人数を教えてくださいとのご質問ですが、5月10日から新型コロナウイルスワクチンの接種を開始しており、6月4日現在で1回目の接種を終えた方は160名、2回目の接種を終えた高齢者は40名となっております。

次に、2点目の他の市町村では75歳以上の方の接種からが多いが、本村では65歳以上が早く接種している。その経緯をお聞きするとのご質問ですが、鹿児島県医師会による新型コロナワクチン接種体制の説明会において、75歳以上の高齢者のファイザー社による臨床試験への参加者が非常に少なく、高齢者や基礎疾患のある患者への接種の安全性が不明との説明を受けたこと。また、村外への外出頻度が多く、行動範囲が広いと思われる65歳以上74歳未満の高齢者を、村診療所の医師と相談をした結果、最優先と位置付けました。

次に、3点目の最初から集団接種の計画は出来なかったのか。また、いつ頃高齢者の接種は終わるのか。一般の接種時期はいつ頃か、教えてくださいとのご質問ですが、村診療所の医師とも相談をした結果、本村においての感染状況、人口規模等を勘案し、当初の計画では個別接種を選択し、接種体制を整えることとしましたが、国からの7月までに高齢者の接種完了を受けて、1日当たりの接種人数を10名から20名へ増やすことや、休診日での接種及び集団接種を行わないと7月末までの接種が完了しないと判断し、改めて計画を立て直し、接種を希望する高齢者においては7月中に接種を完了することとしました。

次に、一般の方への接種時期についてですが、高齢者の接種完了後、高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者から優先的に摂取を行い、順次一般の方へと接種を行います。

また、今回の高齢者分として配布されたワクチン余剰分を一般の方々へ接種することも検討しており、1日でも早く接種を希望する村民全員にワクチン接種が完了できる体制を整えているところであります。

次に、世界遺産登録についての1点目の今後の登録の審査予定、日程はどうなっているのかとのご

質問ですが、第44回世界遺産委員会がオンラインにより7月16日から31日までの間に開催されます。この期間に審議され、世界自然遺産登録の可否が決定いたします。

次に、2点目の村としての登録後の計画はどうなっているのかとのご質問ですが、宇検村内の世界自然遺産推薦区域がほぼ国立公園区域であるため、環境省により令和2年3月に策定された奄美群島国立公園管理運営計画により、環境省とともに保全区域内の保護管理に取り組んでまいります。

登録対象区域は、固有で希少な動植物の生息生育地として保護が優先する地域であり、多人数利用による植物の損傷や動物の生息環境の悪化を防ぎ、自然環境の保全を原則として、質の高い持続的な観光利用を推進していくよう、観光窓口の充実も図ってまいります。

次に、3点目の村独自の整備や受入体制はどうなっているのかとのご質問ですが、既に奄美群島エコツーリズム推進協議会により、奄美群島エコツアーガイドの養成や自然体験プログラムの開発、情報発信などの取り組みが進められています。宇検村ガイド協会会員には、奄美群島広域事務組合主催のエコツアーガイド初期段階育成講座受講修了生が5名、うち登録ガイドも1名おり、宇検村固有の魅力を観光客に伝えながら、宇検村の観光オリジナリティを高めていく所存です。

また、先の答弁にも述べましたが、今年度完成予定の体験観光多目的交流施設が観光客と村民をつなぎ、環境文化の継承や情報発信の役割を担えるよう努めてまいります。

次に、村育英基金についての1点目の村育英基金になってからの運営及び利用状況を教えてくださいとのご質問ですが、現在、公益法人宇検村振興育英財団から宇検村振興育英基金への変更手続き中で、まだ基金への移行は完了しておりません。公益法人の解散については、司法書士に依頼し、4月1日に法務局へ登記が完了しております。その後、5月12日に官報へ解散公告を掲載していますが、この公告期間が法令で2カ月間と決まっていますので、7月11日の公告期間終了後、公益法人の清算手続を行い、完了次第議会へ財団基金条例を上程し、可決後に村振興育英基金へ移行するスケジュールで進めております。

運営及び利用状況についてですが、運営については、基金へ移行するまでは財団として今までどおり運営を続けてまいります。利用状況については、3月17日に奨学金貸与者選考委員会を開催し、令和3年度の新規奨学金貸与者の高校生3名、大学生・専門学生6名を決定しました。在学中の貸与者と合わせて高校生6名、大学・専門学生10名に現在貸与中がございます。

次に、2点目の現在の奨学基金の返却、滞納はどうなっているのかお聞きしますとのご質問ですが、令和3年5月末時点で奨学金の償還が滞っている方は23名となっております。

次に、3点目の財団から基金になって、経緯の説明はどのようにするのか。また、懲罰委員会は開催したのかとのご質問ですが、7月11日の公告期間終了後、公益法人の清算手続を行い、完了次第、宇検村振興育英基金の新たな条例、規則等を整備し、それに沿ってホームページや広報紙等によって広く村民へ周知していく予定であります。懲罰委員会ということですが、3月2日の県公益認定審議会において財団の解散が決まったのを受け、3月31日に規程に基づき懲戒処分審査委員会を開催し、当時の担当職員を戒告処分としました。今回、宇検村長等の給与の特例に関する条例の一部を

改正する条例について専決処分の承認を求めています、これは地方公共団体の長の懲戒について法令に規定がないことから、財団解散から基金に至るまでの責任を自ら問うため、村長、副村長、教育長の減給処分を専決処分において行った次第であります。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

まずは新型コロナワクチンについてですけれども、課長が変わって、4月から課長になって大変だとは思いますが、ある程度は把握なされていると思いますので、質問します。このワクチンは、いつ頃、宇検村にどれだけの数量が入って来た、いえ、何人分ということで入って来たんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。1箱目がですね、第4クール、4月の30日に到着しております。2箱目が第6クール、6月3日に到着しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

すみません、これは何人分ずつなんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

第4クルールの4月30日に到着している分がですね、975回分、それを人数になりますと2で割りまして487人分になります。2箱目が6月6日到着分ですが、1,170回分、人数にしまして585人分のワクチンが到着しております。

○5番（肥後充浩君）

それででしたら、一応4月時点では、もうワクチンが入って来たことになるんですけども、やはり、個別でやるということで決めたのの話は、先ほどの答弁書の中では、診療所の医師との判断ということでしたけども、あと、医師の考え方もいろいろあると思いますので、多分、医師だけでなく、何か会議みたいなものをもって、その中である程度決定したと思うんですけども、そのメンバーとか、そういったのは行っておりませんか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

はい、お答えします。3月にですね、おっしゃるとおり診療所の医者、役場の保健福祉課、村長はじめ会議を行い、専門家の方という方は参加しておりません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

やはり、こういった大きなことを決定するので、ある程度文書とか、そういったので、やはり持っておかないと、あと、こうやって我々が質問したときに、しっかりと答えることができませんので、まだ就任前でしたけど、今後はそういったことも気をつけて、やはり記録をなるべくするような形で、村民に対して、私たちはこういうことをしましたよと言えるような体制づくりを、ぜひお願いしたいと思います。

それから、大和村が5月の初めにやったときには、宇検村としてはまだ接種が始まってなかったんですけども、大和村の体制を聞きますと、医師2人で、看護師3名で1日集団接種が100名が終わったという話を聞いてたもんですから、私なんかも、宇検村も同じようなことをするんだなということであんまり安心していたんですけども、やはり宇検村としては、まだそういった体制を取ってなかったということで、今後の集団接種の体系的なものは、どういうふうになっていますか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。1回目の集団接種が6月20日に予定していますが、医師2名、接種係を4名体制で、スタッフを含めて30名余りのスタッフで接種を行いたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

1日で100名ぐらいの予定ですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。120名の予定をしております。

○5番（肥後充浩君）

それでは、それが全体的の終わるのが、7月のさっき言った23日ですか、24日ですかね、ということですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。今、65歳以上の高齢者に対しましては、予約を取りながら随時、月・火・木・金で20名ずつ打っておりますので、集団接種の2回目までには、120名計画しているんですけど、それは多分オーバー、余って接種が完了すると思います。

○5番（肥後充浩君）

そのワクチンは、一応もう宇検村民、大体1,700近くのもの届いているということで認識してよろしいですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。先ほど申しましたように、第6クールで2箱目が到着しております。それで、第9クール目が今週に注文することになっておりまして、届くのが7月の5の週になっております。そのときも585人分のワクチンが来ますので、単純計算でいきますと1,657人分のワクチンが到着しますので、希望する村民全員が接種可能かと考えております。

○5番（肥後充浩君）

それと、医療従事者とか、そういった方々は先に、確か接種をしたと思うんですけども、その方々の職種と人数的なものを把握していたら、教えてほしいんですけども。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。医療従事者としまして、診療所の医師、看護師が、看護師ちょっと確認、あとからでよろしいでしょうか。消防職員が全員接種しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

あと福祉協議会とか、そういった方々は、やはり高齢者と接する機会が多く、高齢者の接種もまだ終わっていませんので、その辺の接種予定とか、そういったのはないんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。優先順位としまして、3番目にあります。疾患を有する者と高齢者施設の従事者、ですが、先ほど申しましたように、突然のキャンセル等で接種しておりますので、優先的に接種することは考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

そのキャンセルと、それからワクチンが1瓶で、前回の議会でも私が言ったんですけども、5本は、1回封を切ったら、それは廃棄しなければいけないということで、どこの県でしたかね、鹿児島市ですかね、鹿児島県の中だったと思うんですけども、ほかの人に打っていいですかと言ったら、県は条例どおりしなさいというようなかたで、何百人か、何十人かだったかな、全部廃棄したということがあるんですよ。それが報道もされましたし、ですので、私があのにしたのは、その辺はキャンセルが出たときには、次の人は準備してくださいねという話しをしたんですけども、それに対してリストを作って順番的な、そういったのは準備していますか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。うちが順位を決めるわけじゃなくて、施設のほうから順位表をもらって接種を行っております。

○5番（肥後充浩君）

そうじゃなくて、やはり余ったときとか、緊急にそうやって、今日、予約した人が来なかったというときに、やはり、言えば、先ほども言ったように、村長とか副村長とか、教育長、教育長は違いますね、すみません。まだ65歳をお迎えじゃない方々のほうに回すべきだと思うんですよ。だから、その順位のリストを作っておいて、余ったから、とにかく、あなたたち打てませんかという連絡網を作っておいて、ちゃんと、そしてそのリストを基に、私たちはこれで、このリストの形で余ったり、キャンセルがあったとき、しますよと、というのは、この1,700名余りの小さな宇検村ですので、大体把握できますから、だから医療従事者とか、さっき言った福祉協議会の中の主だった名前からずっと、そして福祉協議会を入れた次は、福祉協議会の人を1人入れたら、次、虹の園の人を1人入れるとか、ある程度公平な形にどんどん入れていって、上からずっと、こうやって電話して、あんた、今日は打てないの、次、打つのはいつだよというのが分かっていますので、そういったリストを作って、やはりしてやるのが、これからの小さな宇検村の中で一番必要なことで、一番早く終わる方法じゃないかと、無駄にしない方法だと思うんですけど、その辺の計画はできないですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。先ほどのリストの件なんですけど、作成はしておりませんが、今日の突然キャンセルが出たというときには、屋鈍の人を呼ぶこともできませんので、例えば、役場職員を優先的に

打ったりとか、そういう形は考えていたんですけど、実質、今いいご意見がありましたので、リストを作成しながら進めていけたらと考えます。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそうしてほしいと思います。というのは、係が1人いないと、次誰が打っていいのか、係の頭の中でしか順番を組んでいないとか、そういったことになりますので、そうじゃなくて、課内の中でちゃんと、電話が来たときにはこの順番でいきましょうということがちゃんと明記されてあれば、そのとおりに次々と、この人はだめだった、じゃあ、この人に電話して、早くみんな手分けして電話してとか、そういったことが早急にできますので、そういったことはやはり必要だと思います。宇検村ならではのことも、やっぱりしていけないといけないので、何でこの人が早く打ったのと言ったら、いや、この人は余りワクチンで打ったのよとか、急にキャンセルが出たから仕方なく打ったのよというようなことが、ちゃんと言えるような形、そこにいる人が勝手に、あんたがいたからあんたに打ったじゃなくて、ちゃんとリストに沿ってやっていますよということは、やっぱり村民に、我々も聞かれたときに、ぬぐかいやあ、あんたが先に打ちやと言われたときに、いやいや、わあきあも分からんよち、そこにおったからということとはちょっと避けたほうがいいと思いますし、やるべきじゃないと思います。ですので、やはり公平な形にするためにも、そういうリストを持って、それもちゃんと課内で、こういうリストで行きましょうねということを、やっぱり再確認されて行ってほしいと思います。これはもう要望と、すぐ実践してほしいことですが。

それと、先ほどのバスなんですけれども、壽山議員が言ったんですかね、タクシー代、あれはちょっとおかしいなと思うのは、タクシーは名瀬から呼ばんと来ないですから、なかなかそれできないと思います。だから、いくらタクシー代を出すと言っても、そういったことはできないと思いますので、それで、龍郷町の例を取りますと、崎原方面は午前中の11時から12時までの間打ちますから、10時発のバスが出ますよというのが、ちゃんとこういったふうな形のパンフレットなど作って、前もって出しているんですよ。時刻とか開催日、そして、どんな人たちが打つのか、65歳の人たちが打つのかとか、そういったのが。そして、進め方とか、こういったのもちゃんと龍郷町では、私はこれはホームページの中から拾ったんですけれども、そういったこともしていますので、こういうことができるということは、前もってちゃんと打ち合わせ済みのことなんですよね。ですので、できたら、今からでも間に合うと思うんですけど、集団接種する場合には、やはりそういった配慮までは必要じゃないかと思うんですけど、その辺どうですかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。先ほどのタクシーの件なんですけど、タクシー協会からの文書をいただきまして、自分たちも協力するということを伺っております。それで1台3万円の貸し切りで、1日運営してくれるということだったので、それを依頼しようかという提案をしております。それと、パンフレットに関しましてですが、バス時刻表とか、全然自分も把握していなかったものですから、間に合えば、そういう形も進めていきたいと考えます。以上です。

○5番（肥後充浩君）

そのタクシーは、村が雇って阿室だったら阿室、屋鈍からだったら屋鈍から出すという形なんですか。それとも個人がタクシー会社に電話してするというような、どういう形なんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。村が予約をいたしまして貸し切るという形になっています。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それでは、さっそく12日の集団接種が屋鈍のほうから来るということが聞いていますので、そういったのにも、やはり利用するんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。12日に関しては予約は入れてませんが、集落の方々が皆さんを連れて来るということになっておりますので、甘えたいと思っております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それと、本村においてはもうすぐ7月末には大体終わるというような予定ですけども、国が16歳以上ということで、お盆も考えているということでやっているんですけど、村としてはほかのところの情報とか、テレビとか見ると、12歳まで下げているところもあるんですよ。だから、そういったものの決定は、村としてはいつ頃なされるつもりなんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。12歳以上の接種についてですけど、厚生科学審議会におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、これまで16歳以上としていたものを12歳以上の者に対しても該当するとの結論を得られております。それが6月1日から適用されるということになっておりますので、一般の接種、65歳以下の方の接種を今週末から来週の頭にかけて発送する予定ですので、それと同時に12歳以上も送付する予定であります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。郡体とかあれでクラスターが出た、県のほうで、高校生のほうで、ですので、本村としては中学生の郡体とか、そういったのがありますので、なるべく早く、そういった12歳以上の方々が打てるようなことができればいいなと思っております。それと、動けない方への接種のほうはどういうふうに考えているんですか。

○議長（杉浦治俊君）

肥後議員、もう一度お願いします。

○5番（肥後充浩君）

寝たきりとか、動けない方とか、家で、やはりその会場まで行けないような方々の把握と対応はどうするのか。多分、その人なんかも、自分たちもワクチンを打ちたいということを言うと思いますので、その辺の対応はどう考えているのか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。個人的な意見なんですけど、寝たきりの方々は接触して感染するということは、私自身想定していなかったもんですから、持ち帰って答えてよろしいでしょうか。すみません。

○5番（肥後充浩君）

やはり、菌を持っている人が、その人のところに介護とかする可能性もありますので、多分、その方々も受けたいとは、不特定多数の方とやっぱり、絶対合わないということはないとはずですよね。その辺の対応もよろしくお願いいたしますと思います。

それと、接種後に15分間、確かあそこのほうに待機して、それから自宅のほうに帰るんですけども、その帰ったあとに具合が悪くしたという方がいるということを知っています。ですので、帰ったあと、どういうふうな対応をしたらいいのか、その辺を、対処方法というか、その先生は多分、もう自宅に帰っていないし、やはり救急車を呼ぶしかないのか。その辺は、村としてはどういった対応をするのか、決めてないですか、考えてないですかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。副反応についてですが、幾つかの報告はうけております。接種部の傷みとか、腕の腫れ、また血圧の低下等、またジンマシンが出たとも聞いております。そのジンマシンの方に関しましては、帰宅後30分ほどで全身がかゆくなったということを知っています。次の日に診療所に受診をして注射を打って治まったと聞いておりますけど、その帰宅後のことに対しましては、救急になるのかなと思います。よろしいでしょうか。

○5番（肥後充浩君）

私もあまり考えつきはしないですけども、どういった対処ができるのかというのは。しかし、できれば見回り隊とか、そういった方々、民生委員の方々、そういった方々も集落内にはいますので、ぜひもし可能であれば、そういった方々に、今日、この人なんかを受診したから、どうかないか、声だけかけてねとかいうような形が取れば万全じゃないかなと思うですよ。ひとり暮らしの方もいらっしゃるし、そういった方が携帯を持っていない方なんか、具合が悪くなって電話する可能性が低くなってきますので、その辺の対応をまたどうにか、どうにかじゃないですけど、考えていただければ、宇検村としては、この絆とか、そういったのが一番の宝ですので、毎回じゃないですから、何年に1回しかないようなこのコロナの中ですので、その辺の協力的なものもしてもらえらんじゃないかと、甘えてもいいんじゃないかという部分もありますので、ぜひその辺の検討も、またなされてください。どうですか、その辺は。

○村長（元山公知君）

ただいま肥後議員から、いろいろとまたいい提案をいただいておりますので、先ほど副反応、帰ってからの副反応に対してのことですけれども、まずは接種をされた方に、これまでの情報をしっかりと伝えながら、こういう方もいらっしゃいましたのでということを伝えて、また、ご自分で例えば、近くの人たちに、私、今日接種してきたけど、あとが心配でと、そういうことをまた啓発しな

がら、今おっしゃったみたいに、また地域の見守り、そういうのをまた今後構築できていければな
と思っていますので、しっかりとまたみんなで協議していきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。高齢者の多い宇検村です。

次に、世界遺産についてですけれども、ノネコ対策はどうなっていますか。

○住民税務課長（柳 百々代君）

ノネコ対策ということですが、ノネコ対策は世界自然遺産登録とは直接的な結びつきはありませんが、今ですね、奄美大島5市町村と国と県とにおいて、奄美大島全域においてノネコ管理計画に基づき猫対策を着実に進めるために、関係機関対策を加速させて捕獲をさらに強化するために、ロードマップということを作成して、そのロードマップの手順に沿って対策を進めているところでございます。

○5番（肥後充浩君）

今、国立公園になっていますので、1種、2種はなかなか中に入って、一般の方々が中に入っていることをすることは規制されていますので、あそこの中にいるのは野良猫になるのけ、山の中におるのは。それがやはり、その対策もある程度していかないと、やはり世界自然遺産の中で猫がちらほら見えるような形はちょっとまずいんじゃないかと思って、マングースに代る猫の対策も必要じゃないかと思っております。それと、猫と山羊も宇検村のほうにも出没していますので、世界自然遺産に対して山羊と、山羊は駆除対策をしていますけれども、あの中に入って駆除対策はできないと聞いています。ですので、その辺の許可なり、環境省からの国立公園内の立ち入りをして、それを駆除するというようなことは、どういうふうに計画がなっているのか、教えてください。

○住民税務課長（柳 百々代君）

ノネコについてですが、現在、固有種、希少種の生息地域である場所で環境省のほうでノネコの捕獲の実施をしております。この場所というのは、やっぱり固有種、希少種の生息地域でありますので、具体的な場所は公表しないということで取り組まれているところです。以上です。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。内々で駆除対策はやっているということですね。

それでは次に、湯湾岳の駐車場から先のあそこは国有林になっていますけれども、今後、世界自然遺産になったときに、そこからの入山規制とか、そういったものの考え方はないですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

実証実験などで三太郎峠などが、今行われているんですけれども、この登山道に関しましては、国の持ち物なんです、その貸与申請を、今出しております、世界自然遺産登録になったら、国もなかなか管理が及ばないという中で、村が管理をしてくれという形の、そういう流れになります。ですから、その危険防止なども村が責任として下りてくるわけなんですけれども、そうなった場合に、いろんなルールづくりも、もちろん必要になりますし、先日は、その道路がちょっとや

ぶになって危ないということで、ガイド協会の方々がチェックをしながら危険度を見ながら、そこを処理をしたという経緯がありますが、今後、その登山道に関する責任という部分からは、ルールづくりがやっぱり必要になってくるかと思います。今のところ、人数的な部分でいったら横這いにはなっているんですけども、登山道とすれば大和村側のほうが入山しやすいという部分があって、こちらのほうはちょっと危険度があります。そういう部分では、先ほどの議員さんにも答弁いたしました。ガイド協会、もしくはエコツアーガイドであったり、知識を有する人たちと一緒に、そういうのが後々はルールとして出てくる可能性はあると思います。

○5番（肥後充浩君）

昔から湯湾、この辺の地区の方は、歩き道で登山道でしょっちゅう入って、あちこち、その登山道を外れてもみんな散策したり、いろいろしていたんですけども、やはり世界自然遺産になると国のものであり、勝手にやっぱり入っていくことは可能なんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、今のところは禁止にしていないので、そういうルールを作っていないので、中に入ることは可能となっています。国から借上げをするにあたって、国が管理できない場合には、そこは入山規制しますよということでしたので、村が管理をするということで、世界自然遺産登録になって、そのルールを守りながら世界の宝といわれるところに指定されるので、みんなの共有の財産という活用ができたと思います。

○5番（肥後充浩君）

昔から、我々もそうですけど、内地から友だちなんか帰って来ると、小学校時代、中学校時代、湯湾岳に登って行くのが、遊びながら行くということが慣例でしたので、そういったことも、やはり大いにできないぞということ、できないんだったらできないで公表しないといけないし、できるんだったらいつでも山に登って行こうよということができると思いますので、それにはやはり線引きができれば、また公表してもらって、広報等なりで出してもらえれば、また島に住んでいる方々もいろんな面で注意ができると思います。それで、私が前もお尋ねしたんですけども、ここからは2次林だよ、国定公園だよ、ここからまではいいよというような、看板とか、そういったのが道路の湯湾岳に登るまでの道路の間に、何かないんですよね。ですので、できたらそういった看板等の設置ができないか、それによって、やっぱり我々も気をつけて見れるし、ここは、どうなっているわけといったら、入っていいよ、入るなよといえるのがその線ですので、そういったのがはっきりと分かるようなのが、何カ所かにあれば、我々としても、周りの人に言うのも簡単だと思うんですけど、その辺はどうですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

環境省が国立公園の基本計画というのを立てていまして、国立公園ですので国のほうが看板設置なども、規制なども、構築物ももちろん建てられませんし、そういう部分では計画の中ではうたってあります。通常の生活をする範囲で、例えば、ハブを捕ったりとか、ちょっとツワブキを採った

りとか、そういうところはそこまで規制はないんですけども、保護と活用と、そういうのはやっぱり啓発活動が大事ですので、そういう主眼をちょっと必要という意見をいただいているので、またそこに向けてルールづくり、啓発という形では、ちょっと力を入れていかないといけない部分かなとは思っています。

○5番（肥後充浩君）

世界自然遺産が7月の末には、もうなると思います。それについて、村として計画的なものは、今のところ具体的な策は出てきていませんけれども、私の考えとしては、その日に向けて活性化センターなり、それから村の元気の出る館の展示室、あれは建ててから多分1回も内装、外装してないと思いますので、この際ですので、ある程度、形を変えて、そこで世界自然遺産に向けたクロウサギの標本とか、そんなものもありますので、そういったのをまた利用しながら、何かその日に向けて特別展覧会みたいな、展示会みたいなのを宇検村でもやられたら、これだけ世界自然の膝元ですので、そういった何か企画展みたいなのを、村で持ち上げるというような計画はできないですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この世界自然遺産登録に関しては、とても大きなボリュームのあるもので、国として動いているという部分があります。その記念式典であつたりとか、自然遺産登録が決定したときという部分では、今、コロナの関係で全体で集まるという計画からどんどん縮小されて、徳之島で1カ所、奄美大島本島では奄美市で1カ所ということで、今、大島全体での協議会では計画をされています。世界自然遺産登録になったという、その瞬間の喜びももちろん必要なんですけれども、これから先、長い時間をかけて、ゆっくりとその世界自然遺産登録に関しての村民への啓発、また村外への啓発というか、そういうことを続けていければなとは思っています。住用町のほうに遺産センターができるので、またこれも奄美大島全体で、その遺産センターの活用に関わりながら、奄美大島本島として、またいろいろPRができていければなと思っています。

○5番（肥後充浩君）

確かに大島郡全体でするのも大事です。しかし、宇検村でも、これだけ宇検村の山を世界自然遺産に登録されるわけですから、村としてもその日だけを展示会をするんじゃなくて、その観光物産館が7月、来年の2月にしかできません。だから、それまでの間のつなぎという形でも、その日から、登録になった日から、その間の間だけでも、そういったイベントみたいなのを宇検村でもするよということで観光客を呼び込む、そういったことも必要じゃないかと思うんですけども、やはり、コロナ中で確かに大きなお祝いとか、そんなのはできないかもしれませんが、展示会場とか、そういったのは50人も60人も一斉にがっつと集めるわけじゃないですので、長い時間をかけて1人2人、少しでも宇検村のためになるような、金が落ちるような、やっぱり来てくれるようなイベントを、2カ月、3カ月かけてでもやるべきじゃないかと思っているんですけども、その辺はどうですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

今ここで提案をいただいているんですけれども、はっきりとした、そういう協議もしたことはありませんし、計画もないので、お答えすることはできないんですが、のぼりであったりとか、横断幕であったりとか、そういうのはもちろん各市町村でそれぞれ行うことにはなっています。環境教育であったりとか、そういうのも世界自然遺産登録を機に続けて計画をやって行こうかという話などもあるんですけれども、いろいろイベントには世界自然遺産記念何とか大会であったりとか、世界自然記念の文化祭であったりとか、そういういろいろひも付けをしながら啓発活動ができていければと思っています。

○5番（肥後充浩君）

ですので、ぜひ村独自の形を、やっぱりアピールするべきだと思います。やはり、奄美群島が世界自然になるわけであって、その中のやはり奄美市には住用にサブセンターみたいなのができる。そして、大和村は大和村で、今クロウサギの飼育のことをやっている。じゃあ、やはりお膝元の宇検村も何か、そういったのを考えるべきじゃないかと思いますので、ぜひその辺は考えてもらって、そういったのを結びつけながら、さっきほかの議員が言った屋鈍からの西回りルートとか、そういったのにもつなげていけるとと思いますので、ぜひその辺は宇検村に行って世界自然遺産のそれを見てから西古見に行こうとか、そういったのもできると思います。ぜひその辺は、もうちょっと時間はありますので、できる範囲でいいと思いますけども、次々、これから先、ずっと長く続く世界遺産ですので、ぜひその辺はやってほしいと思います。

次に、財団ですけれども、償還が滞っているというのが23人ということですけど、これは金額的にはいくらぐらいですか、全体で。分かりますか。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

お答えいたします。23名、滞納金ですが、1,370万ほどです。以上です。

○5番（肥後充浩君）

もちろん返却通知とか、そういったのはしていると思うんですけども、この23名は全員、身元とか、そんなのが分かっている方ですか。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

住所不明の方もいらっしゃいましたので、先月、住民税務課のほうで戸籍の付票等、また住民票の除票とか、そういうのを調べて、住所も追っかけて、今後、今のところはですね、償還金を償還している方は保護者が償還している方が多いんですよ。その方に督促なり、督促状なりを送っていたんですが、それでもこの23名の方は、保護者の方かたの連絡もないもんですから、直接今回からは、この住所を調べたところに送ったりとかしながら、滞納の解消をしていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

基金になったら、ある程度その金も使えると思いますので、その中から、やはり税務課と同じように1円でも、やっぱり村の金だということを念頭に置きながら、旅費を使ってでも100円取りにで

もいいですから、やはり皆さん、返すべきだよということをしてほしいと思います。ですので、7月以降に、7月に完全に、基金になったときには、また9月議会でもいいですから、予算化されて、自分たちの調査員が行って、そこで、ぜひ返してくださいというのを、やはり知らせるべきだと思いますので、そういった金の使い方はしても、私はいいと思います。でないと、やはり返す人は返して、返さない人は返さないというようなことは、ちょっと法的にも、何か、見た目にもおかしいですので、税務課はちゃんとそういった滞納処理の旅費とか、そういったのを組んでいますから、それを別に組んで、行かれてもいいと思いますので、その辺は検討をお願いします。どうですか、教育長。

○教育長（村野巳代治君）

ただいま議員からありましたことを、また参考にして、これからできるだけ返還金が未納の分が減るように努めてまいりたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

それと、前も私も言ったし、壽山議員も言ったんですけれども、返却しないでいい奨学資金の制度というの、もうつくりやすくなったと思います。今現在、大和村はそれをやっています、基金を作って。大和村の方式というのは、ざっと聞いたところでは、1年間その人が払うと、払った分の1年間の領収証を持って、その払った分の金額を、納付が終わったあとに、その分をその人に返すというような形をとっているみたいです。ですので、いろんな方法があると思いますから、それは言っただけですけども、返さんでいいとって、あとは逃げるよりは一番いいんじゃないかと、その人がずっとここにいるから、その1年間金を払った分は、村としてまたその分の金を払ったあとに返すという、そういう形とか、いろんな返却しないでいい補助金の使い方、基金の使い方があると思いますので、ぜひその辺は知恵を絞って頑張って、ぜひ数少ない子供なんかの奨学資金を借りる方々が数少ないですので、その方々に少しでも利便ができるように、喜んで宇検村に帰ってこられるようなシステムづくりを、ぜひお願いしたいと思います。

それと、懲戒委員会を開いたということですので、そのメンバーは。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この懲戒審査委員会のメンバーは、規程によりまして、事務局が総務課にございます。それで、総務課長、補佐、それと主管課、該当する課の課長、本来なら副村長が委員長になりますけど、今回の場合は副委員長は委員長ではなく、私が委員長ということで審査委員会を開催いたしました。

○5番（肥後充浩君）

それと最後に、やはり村長の答弁があったように、機会を見て、公告、財団の経緯をするということですので、ぜひそれをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうも。これで終わります。

○議長（杉浦治俊君）

これで、5番、肥後充浩君の質問を終わります。

暫時休憩します。

開会は2時25分とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時26分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の前に、先ほどの肥後議員からの質問の中で、答弁の補足をしたいということで、保健福祉課の課長のほうからありますので、答弁をよろしく願いをしたいと思います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。先ほど肥後議員からの質問にありましたキャンセル時の優先順位のリストの作成の件なんですけど、失礼しました、作成しております。申し訳ありませんでした。

それと、接種した看護師等なんですが、宇検分駐所をはじめ診療所、薬局等をはじめ22名の方が接種しております。

それと、在宅で動けない高齢者の方なんですが、保健福祉課で把握している方に関しましては、寝たきりで動けないという方はいないと把握しているようで、歩けなくても車椅子等で動けるので、施設のケアマネージャーのほうと民生委員の方が、接種券の書き方ほかを把握し、家族、本人の了解が得た場合には、一緒に連れて来て、診療所で接種するということになっているそうです。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

よろしいですか。

引き続き一般質問を行います。

次に、4番、海原隆家君。

○4番（海原隆家君）

一般質問に先立ち、私の所見を述べさせていただきます。この夏7月には、世界遺産登録が決まったようですが、その事態に大変うれしい限りでございますが、昨年3月より日本全国で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、全国各自治体においても感染予防対策で大変な事態を招いています。我が奄美大島におきましても、私たち宇検村以外の市町村では、新型コロナウイルス感染症の感染者が出ていて、大変残念なことだと思います。私たち宇検村では、幸い感染者は出ていませんが、これも感染予防対策でも最も有効だといわれるマスクの着用をはじめ、3密、すなわち密集、密接、密閉に注意し、村民一人一人が毎日の行動に気をつけていただいたたまものだと思います。また、感染対策を十分したにも関わらず、不運にもコロナウイルスに感染され、入院されている方々にお見舞いの言葉を申し上げますとともに、不幸にも入院治療のかいもなく亡くなられた方々にお悔やみの言葉を

申し上げる次第でございます。

それでは、通告に従い一般質問に移っていきます。

新型コロナウイルス予防接種について、この質問は、前の同僚議員がほとんど質問をして答弁をいただいておりますが、私に質問は読ませていただきます。

所見でも述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、昨年度は宇検村主催の各種行事が中止に追い込まれましたが、今年度もこのままの状態では開催が難しいのではないかと危惧されます。現在、国策で新型コロナウイルス感染症を収束させるべく、予防接種が全国の自治体で行われていますが、今の予防接種のスピードでは収束の時期が見通せないと言われております。収束の実現へ向かわせるには、国民の4割以上の人がワクチン接種を2回打ち終わる必要があると、専門家の先生方のご意見で、国の予防接種に対する方針も最初の計画とだいぶ異なってきているように見受けられます。

そこで、私の質問として一つ、私たち宇検村では、予防接種の順番が高齢者からと聞いていますが、どのような計画で進めていくつもりなのか、県の言うとおりでは、7月末終了ということですが、予定どおりいくのか。村民全員への完了の予定はいつ頃になるのか。

これは答弁をいただきます。この質問に対しては。人口的には同規模な大和村は、65歳以上の高齢者の予防接種は完了していると聞いていますが、なぜ宇検村よりも接種が早く完了したのか、経緯などをお聞かせください。

次に、世界自然遺産登録決定後の施策についてお伺いします。県をはじめ、奄美大島全島民の悲願である世界遺産登録がようやく7月頃に決定するように聞いていますが、前回の登録見送りから今回の自然遺産登録決定は、県並びに全島民が待ちに待った朗報ですので、世界自然遺産登録が決定した暁には、本当にうれしい限りでございます。ですが、喜んでばかりはおられません。先にも質問しました新型コロナ感染症の収束次第ですが、下火になり、収束に向かった場合、奄美大島に訪れる観光客が増えることは間違いないと思います。いかに多くの観光客に宇検村に来てもらうのか、準備をしていると思いますが、そのとき、我が宇検村としてどのような計画を考えているのか。私からの質問として四つほど質問させていただきます。

世界遺産登録が決定した日に、宇検村独自の催しや行事をかいけつしているか。これも同僚議員のほうが質問しましたので、答弁は結構でございます。

観光客への宇検村アピールをどのようにするのか。三つ目、他市町村と宇検村の魅力の違いは何か、ご説明願います。

そして、田検名音線の崖崩れの工事の進捗状況はどうなっているのか。これも自然遺産登録に決まる湯湾岳へのルートですので、お答え願います。

そして最後に、地域振興政策の取り組みについてお伺いします。村長が3月定例議会で述べた施政方針演説で、地域振興策、村おこし、農業、水産業、林業、人口対策等々など、いろいろな今年度の方針を述べられましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策で、いろいろと制約があり、苦労

しているのではないかと思います。令和3年度の事業が始まったばかりであります。現在の上記の取り組み、そして進捗状況はどのようになっておりましたでしょうか。ご説明をお願いします。

以上で一般質問を終わり、あとは通告席にて再質問させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの海原隆家君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

海原議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス予防接種についての1点目の国が示す7月末までの高齢者への接種完了のために、どのように計画しているかのご質問ですが、5月10日から開始した個別接種は、1日当たり10名という計画で進めてまいりましたが、国からの7月までには希望するすべての高齢者への接種の完了ということを踏まえ、5月31日から1日当たり10名増の20名の個別接種への切り替えと、休診日の土曜・日曜に診療所において計8回の接種を行います。また、6月7月に村体育館及び元気の出る館において集団接種を実施し、7月中旬までにワクチン接種を完了いたします。

次に、2点目の村民全員への接種完了の予定はとのご質問ですが、一般の方への接種時期についてですが、高齢者の接種完了後、高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者から優先的に摂取を行い、順次一般の方へと接種を行います。また、今回の高齢者分として配分されたワクチンの余剰分を、一般の方々へ接種することも考えており、一日でも早く接種を希望する村民全員にワクチン接種が完了できる体制を整えているところであります。

次に、3点目の人口的にも同規模な大和村が、なぜ宇検村より接種が完了するのかのご質問ですが、大和村においては、当初より集団接種を計画し、国からのワクチン配分も4月10日には第1クール目として到着しており、4月13日から施設利用者10名の接種を開始しております。また、6月16日には集団接種で100名が接種しており、失礼しました、また、4月16日には集団接種で100名が接種しており、4月18日までには470名が接種を行ったと聞いております。一方、宇検村においては、最初にワクチンが到着したのが第4クールの4月30日であります。当初、個別接種を計画しておりましたので、接種完了時期が9月中となっておりますが、接種計画の見直し等により、接種を希望する高齢者に関しては7月中旬に完了いたします。

次に、世界自然遺産登録決定後の施策についての1点目の宇検村独自の催しや行事を計画しているのかのご質問ですが、奄美大島自然保護協議会が中心となり、奄美大島5市町村による世界遺産委員会パブリックビューイングや登録記念式典は奄美市で開催予定ですが、宇検村独自でのイベントや式典等は、コロナ禍の影響により計画はしておりません。

教育委員会では、宇検村やけうちっ子環境学習として、世界自然遺産博士講座を年間9回計画しています。児童・生徒から一般の方まで広く対象とし、奄美群島における固有の自然や歴史・文化などを学習する機会を設け、地域住民のほこりや地域を大事にする心の醸成を育みながら、世界自然遺産登録の意義と課題等について学ぶ機会になればと考えております。また、その財源として、世

界自然遺産に関する事業に特定し募るふるさと納税を活用する予定としております。

次に、2点目の観光客への宇検村のアピールをどのようにするのかとのご質問ですが、世界自然遺産に登録された場合、日本全国はもちろんのこと、世界中に奄美大島の魅力をPRするまたとない機会になることから、国内メディアを活用し、多く国民へ周知する取り組みを5市町村で行っております。世界自然遺産登録後もその熱がさめないように、持続的かつ効果的な広報活動を行い、継続して周知を図る予定です。

奄美大島の豊かな自然や独特の情緒や雰囲気を経験することによって、奄美大島ファンが広がり、本島の南に位置する宇検村の知名度も上昇することを期待しております。

次に、3点目の他市町村と宇検村の魅力の違いは何かとのご質問ですが、宇検村は奄美群島の中で最高峰の湯湾岳を有しています。固有で希少な動植物が多く生息、生育しており、樹齢100年以上の高齢照葉樹林と風床低木林が噴霧帯に生きる森は、まさに世界に誇る魅力と思っております。また、奄美大島の始祖アマミコ・シニレク降臨の地の伝説やけんむん伝説など、自然と共有してきた文化や豊かな自然とともに暮らしてきた歴史、地域行事や普段の暮らしそのものが宇検村の魅力であると思います。

次に、4点目の田検名音線の工事の進捗状況や活用はとのご質問ですが、田検名音線の全体延長としては、約3kmです。そのうち、約2.5kmの区間を令和3年度から令和5年度までの計画で整備していく考えで、今年度からの整備になります。路面状態の悪い区間の舗装路面補修を計画しており、工事発注は7月中を予定しています。

田検名音線の路線内では、現在、災害復旧工事中で5月末進捗率が88%です。田検名音線の終点は、湯湾岳へ通じる林道田検福元線に接続しているため、今後、交通量の増加が予想されます。

次に、地域振興施策の取り組みについての1点目のこれからの村において、地域振興①村おこし、②農業、③漁業、④企業誘致、⑤人口減少抑制等について、どのように取り組んでいるのかとのご質問ですが、①の村おこしの原点は、人づくりをもとに、誰もが住んでよかった宇検村と言えるよう、行政と議会が一体となって取り組まなければならないと思っております。そのためには、村民の声に耳を傾け、真剣に取り組んでいく姿勢が大事であると認識しております。

次に、②の農業については、重点5品目、タンカン、マンゴー、パッション、サトウキビ、カボチャを中心に振興策を行っており、現在、試験栽培用ハウスにおいて果樹等の有望な品目の選定や育成状況を見極めながら進めていきたいと思っております。また、昨年度よりタンカンにて実施している宇検ブランド確立事業により、品質の良いものを共販及び委託販売の増大につなげ、経営の安定化を目指しています。また、担い手農家の育成について、関係機関と情報を共有しながら、経営改善計画等の作成など、意欲のある担い手育成を行っていきます。

鳥獣被害対策については、寄せ付けない、侵入を防止する、個体数を減らすの三つの取り組みを実施しながら、今後も被害防止活動として鳥獣実施隊の活動、捕獲機材の導入、研修会の開催により被害軽減を図っていきます。

次に、③の漁業については、平成28年度より漁業所得の向上を目指す行動計画である浜の活力再生プランを策定しており、今後も同プランに位置づけた取り組み実施のため、離島漁業再生支援交付金等を活用し、漁場の環境整備に努め、安定的な経営ができるよう協力していきます。

また、今年度も引き続き奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業を活用し、鹿児島港または鹿児島空港までの海上・航空輸送経費を補助し、水産業振興を促進していきます。

次に、④の企業誘致に関しましても、宇検村企業立地等促進条例に基づき、助成措置及び便宜供与を講じながら、引き続き企業誘致の促進に努めてまいります。

次に、⑤の人口減少抑制についてですが、これからの地域振興において大きな課題となっているのが人口激減時代の到来と超高齢化です。人口減少の課題に対しては、国が平成26年末に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、奄美大島5市町村で平成28年3月に大島総合戦略を策定し、島内が一体となって設定した将来目標人口に向けて政策に取り組んでいるところです。

次に、2点目の現在の上記取り組みの進捗状況はとのご質問ですが、本村では、第1次計画を見直し、令和2年3月に第2次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。そこで具体的な目標を設定し、関係機関と協議を重ね、雇用拡大、産業振興、観光振興、生活環境の充実に図りつつ、目標の達成に向け努力を重ねているところであります。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○4番（海原隆家君）

最初の高齢者が接種の順番が、最初ですが、どのような計画で進めているのかという問題と、村民全員の接種の完了の予定はいつかというのは、前に質問された同僚議員のほうで答弁はいただいていますので、再質問は控えさせていただきます。

三つめの人口的に同規模な大和村は65歳以上の接種は完了しているが、宇検村よりもなぜ早く接種が完了したのか、詳しく説明のほうをよろしくお願いします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。村長の答弁でもありましたとおり、大和村には4月の10日に最初の1箱が届いております。それに対し宇検村は、4月の30日に到着をしております。また、当初計画で大和村は集団接種を計画しており、1日の人数当たりが非常に多くなっておりました。それで、宇検村は個別接種ということで、1日10名を計画していましたので、その差が出ているかと思えます。以上です。

○4番（海原隆家君）

そのワクチンですね、到着の時間のずれがありますけども、それはどういうふうな経緯で大和村が先で、宇検村のほうがあとになったか、それは分かりますか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

県のほうに確認しましたが、アンケートを3月にとってですね、大和村は4月から開始するというのをアンケートで答えたいです。宇検村は5月からということですので、鹿児島県に

2箱しか入っていませんでした。その1箱が大和村ということで、もう1箱が鹿児島市ということを知っています。以上です。

○4番（海原隆家君）

はい、分かりました。何事もこういう今回のコロナウイルス予防接種については、どういうことも全てが初めてのことなので、村当局も大変苦労していると思いますので、これはからも間違いのないようにスムーズに進めていくように、よろしくお願いいたします。

それと、ワクチンを接種後ですね、どの程度の期間効果があるのか、テレビ等で半年か、いろいろ聞いていますが、当局のほうで分かっている範囲でお答えをお願いします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。今回のこのコロナウイルスに関しましての人類初めての接種でありますので、統計が出ていないということを知っていますが、聞くところによりますと1年もつかとか、はっきりした効果は把握しておりません。すみません。以上です。

○4番（海原隆家君）

はい、分かりました。大変でしょうけど、スムーズに進むようによろしくお願いいたします。

次にはですね、観光客への宇検村をどのようにアピールするかということですが、前も質問したんですが、住用が入り口ですね、看板がありますよね。あの看板はどう見ても、今から観光客を呼び込もうというような看板には見えなくて、ただのあれは何というか、道しるべみたいなものじゃないかなと思うんですよ。それで、質問したところ、前回、前質問したところ、看板を立てる用地がないということで検討課題ということでしたが、見てみたら、隣りにある電柱とか、そういう太い柱みたいなのが立っていますよね。ですから、芦検側、入り口のある立派なああいう看板じゃなくてもいいですから、立て看板でもう少し世界自然遺産登録なった暁にはですね、宇検村はこういうところですよと、向こうを通る観光客、車のほうが多いでしょうから、必ず目につくと思うので、あそこをどうにかできないかですね、お聞きしたいんですけど。

○企画観光課長（辰島月美君）

国道から右折をして宇検村に入ってくる場所の看板のことをおっしゃっているかと思うんですが、前回もお答えしましたが、確かにあそこが一番分岐点となるので、PRするにはすごく大事な場所だと思います。ちょっと中に入ってから看板などがあるんですけども、それも世界自然遺産登録などの自然の観点から、色合いであったりとか、いろいろまた規制がかかっている場所でもあります。国道のほうでしたら国、右折したらまた県のほうともいろいろ協議をしないといけないんですけども、そうですね、その看板に関しては、ちょっと検討課題ということでとどまらせていただきたいと思います。

○4番（海原隆家君）

せっかくの機会ですので、ぜひ立て看板でもいいですから、自然遺産登録になった場合はですね、観光客が増えてくると思いますので、前向きに検討のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

何かの質問ですか、今の。

○4番（海原隆家君）

次はですね、他市町村と宇検村の魅力の違いは何かという質問をしたんですが、奄美本島を回ってみて、回ってみると分かると思いますが、どの集落を見ても似たようなもので、部落前にはきれいな海が広がり、後ろを見れば山々が見えるというような、どこも似たような風景が見えますが、宇検村は具体的にどのような方面を魅力を観光客の方にアピールするのか、お願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

世界自然遺産登録に向けて国内外へのPRというのは、奄美大島自然保護協議会のその奄美大島としても広く告知をしているところです。令和3年度も告知、啓発事業として、そうですね、5,000万、そのほか来客される方への飛行機の中での粗品をあげたりとか、そういう普及活動として3,000万ということで、PRのほうは奄美大島全体として行っています。来島されたときに、多分この本島内でもいろんな違いを感じてもらえると思います。北大島などはリゾートホテルなどいろいろ多いですし、こちら南のほうに行ったら森が深いという、それぞれの市町村が持っている特色がありますので、来島される方がご自分たちの感覚の中で宇検村のファンになっていただき、そしてそういう中でリピーターが増えればいいという、ゆっくりとした観光事業が展開されればいいと考えております。

○4番（海原隆家君）

分かりました。せっかくの世界遺産登録という大きなイベントがありますので、そちらもよろしく願いをいたします。

次に、田検名音線の災害復旧工事の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えします。現在、田検名音線工事中でございますが、5月末の進捗率が88%でありますので、6月7月中には完成をする見込みであります。以上です。

○4番（海原隆家君）

分かりました。今回にはですね、世界遺産登録が見込まれ、観光客が多数増えると思われますので、そのルートは湯湾岳に通ずる大事なルートですので、早い復旧をお願いしたいと思います。

次にですね、地域振興政策の取り組みについて伺います。これは水産業の質問ですが、ある会社の方から相談を受けまして、自分たちの会社は鮮魚類を全国の市場へ出荷をしていると。年々、奄美空港発の出発の時間帯が早くなり、今ではその時間帯に対応するため、職員などの配慮などをして対応してきたが、今の時間帯がこれからも続くようだと言っており、職員の負担がますます大きくなっていくとのこと。その会社の方たちも、同業者間でいろいろと航空会社に対して、出発時間に対して要望を出しているようですが、宇検村当局でも一緒になって、その陳情を検討できないかという質問でございますが、お願いします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

お答えします。現在、運送業、運送業というか、奄美大島農林水産物輸送コスト支援事業、これで海上輸送と、あと航空輸送の奄美から本土まで、鹿児島までの輸送の支援を行っておりまして、その時間。コロナで減便をやっているということの質問だと思いますが、その要望に関しても宇検村、村長をはじめ5市町村で、その航空会社の要望はしておりますという状況になっております。

○村長（元山公知君）

今の海原議員の御質問ですけれど、鮮魚を航空路で輸送する会社等からの要望が、各市町村にまたいでありまして、それで、本村もその会社がありますので、その要望を受け、JALさんと一緒に、JALさんのところに話を要望に行きました。そしたら、今までそういう要望活動をしていなかったということで、なかなか今までは変化がなかったんですけども、やはり要望活動をすることによって、例えば、奄美から直接大阪便がとまったときには、沖縄のほうに一度運んで、沖縄から大阪に持って行くとかですね、そういうふうにJALさんのほうがしっかりと計画をだしていただいていますので、いずれ、その要望を村も一緒にということの、今話ですけども、まず第一段階としての要望活動は、今、しっかりと行って、ちゃんとした答えもいただいているところでございます。

○4番（海原隆家君）

雇用問題も大変宇検村に貢献しているので、できれば要望のほうを一緒になってやっていけたらなと思います。

それで質問のほうを終わります。

○議長（杉浦治俊君）

これで、4番、海原隆家君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 3時02分

令和 3 年第 2 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和 3 年 6 月 9 日

令和 3 年第 2 回宇検村議会定例会会議録
令和 3 年 6 月 9 日（月曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 2 号）

○日程第 1 一般質問

7番 喜島 孝行 議員

○日程第 2 承認第 2号 専決処分 令和2年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件

○日程第 3 承認第 3号 専決処分 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件

○日程第 4 承認第 4号 専決処分 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件

○日程第 5 承認第 5号 専決処分 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認を求める件

○日程第 6 承認第 6号 専決処分 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件

○日程第 7 承認第 7号 専決処分 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件

○日程第 8 承認第 8号 専決処分 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件

○日程第 9 承認第 9号 専決処分 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件

○日程第 10 承認第 10号 宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件

○日程第 11 承認第 11号 宇検村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件

○日程第 12 議案第 29号 令和3年度宇検村一般会計補正予算について

○日程第 13 議案第 30号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○日程第 14 議案第 31号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○日程第 15 陳情第 1号 義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○日程第 16 陳情第 2号 義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択について

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	喜 島 孝 行 君	8 番	杉 浦 治 俊 君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 松 元 五 月 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 高 田 浩 志 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住民税務課長 柳 百々代 君
保健福祉課長 保 枝 力 人 君	産業振興課長 栄 平四郎 君
会 計 課 長 小 松 洋 仁 君	

△ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

7番、喜島孝行君。

○7番（喜島孝行君）

会場の皆さん、おはようございます。本定例会最後の質問者となりました。質問に先立ちまして、所見を述べさせていただきます。ちまたでは、新型コロナウイルスの感染がなかなか収束せず、多くの国民が脅威にさらされています。幸いにも宇検村では感染者ゼロということで、喜ばしい限りでございます。このまま収束してもらいたいものです。待ちに待った世界遺産登録が7月末頃には実現できる模様であります。本当にうれしい限りです。奄美のさらなる発展を大いに期待したいものです。一方、28日には阿室屋鈍間におきまして大雨により崩土が起き、通行不能となっております。早期の復興を願う次第であります。この場所においては、過去に2度ほど崩れて通行が遮断しており、大雨のたびにこのような状況が繰り返されることが懸念されます。単なる改修ではなく、抜本的な改良工事が必要と思われます。議会としても村当局と一緒に、県への要望等を積極的に働きかける必要があるのではないのでしょうか。

それでは、3点ほど質問をいたします。

一つ目は、新型コロナウイルスワクチンの接種の進捗状況は。

2点目として、世界自然遺産登録により訪れる観光客に対応する対応は。

3番として、グリーンスローモビリティ導入により運行が始まるが、その内容はどのようなものか。

昨日の質問者の4名の方々が1と2は詳しく答弁を、また当局のほうから受けておりますので、できれば3番を中心に答弁をいただければありがたいと思います。

それでは、あとは通告席で質問いたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの喜島孝行君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、喜島議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスについてのワクチン接種が始まっているが順調にいつているのかとのご質問ですが、本村においては、4月19日から接種受付を開始し、5月10日から1日当たり10名の高齢者の方にワクチンの接種をしており、6月4日現在、1回目の接種を終えた方は160名、2回目の接種を終えた方は40名となっております。また、5月31日より接種者数を10名から20名増やすとともに、診療所の休診日にも接種を行うこととし、接種の加速化を図っているところであります。また、集団接種を行うことにより、希望する高齢者へのワクチン接種を完了いたします。

次に、世界自然遺産登録についての延長していた登録が勧告される運びとなったとのこと、今後確実に訪れる観光客に対する対応の在り方はとのご質問ですが、IUCNの世界自然遺産への登録が適当との勧告を受け、いよいよ7月末の世界遺産委員会で世界自然遺産登録の可否が決定いたします。先の答弁でも述べましたが、今年度完成予定の体験観光多目的交流施設に設ける観光総合窓口を充実させ、観光資源の適切な利用に誘導しながら、人・暮らし・文化などの宇検村の魅力と触れ合う場を創出し、村民と観光客相互の満足度が得られるよう、宇検村ならではの観光の展開を目指していく所存です。

次に、グリーンスローモビリティについての導入運行することとなっているが、その内容はどのようなものか、詳しい説明をとのご質問ですが、グリーンスローモビリティについては、3月に一般公募し、選定委員会を経て導入が決定したところです。既に製造発注がかけられ、8月には納車の予定となっております。電気自動車のため環境に優しく、速度制限があるため安全に運行でき、車高が低く高齢者でも乗り降りしやすい車種となっております。現在、うけん市場前にある定期バスの停留所を今年度完成予定の体験観光多目的交流施設の施設に移設する計画ですが、この施設からグリーンスローモビリティを発着させ、宇検線と屋鈍線のバスに接続できるよう、納車後は実証運行をしていく計画です。定期運航と予約運行、利用料金など、実証運行での利用者へのアンケート調査で意向を確認したあと、地域公共交通会議で決定していきます。

また、固有種が多く生息している湯湾岳などを周遊する際、動植物への影響が少ないと考えられるため、ナイトツアーなど観光での利用も視野に入れながら有効な活用を展開していく所存であります。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○7番（喜島孝行君）

間もなく納入とのことですけど、試運転日とかは決まっていらっしゃるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

8月の納入日ははっきり分かっていないんですが、8月ぐらいには納入されるということで、新しい拠点施設からの発着を、今計画はしているんですけども、まだ建物が2月ぐらいに完成予定ということなので、現在の宇検市場のほうから診療所であつたりとか、公共機関を回るルートで試運転

をしていきたいと思っています。

○7番（喜島孝行君）

その1週の時間帯は、大体どのように計画なさっていらっしゃるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

定期バスに接続する時間帯は、定期的に運行する予定になっているんですけども、村民のニーズを確認するために予約制を取ったりとか、定期運行と予約制と両方体験をしていただきながら、アンケート調査をもって実証実験を経て決定していきたいと思っています。

○7番（喜島孝行君）

非常にこれは高齢者の方々にとって重要な事業じゃないかと思われまして。というのも、やはり車があられるかたはいいんですけど、車がない方は、中心地の湯湾に来て、役場、いろいろ行くにも、やはり車がないと動きが取れないもんですから、その際にとっては非常に便利なものだと思います。

だからこれに、問題はせっかく導入しても、どれだけ利用できるかということなんですけど、その辺りの予想はどう見ていらっしゃるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ターゲットはほぼ高齢者の方になるかと思います。高齢者の方が屋敷線、宇検線で定期バスで移動されて、またご自宅に帰るまでの時間がちょっと余裕があるということで、観光施設に結び付けながら、そこを定期バスの発着というか、停留所を設けますので、そこで時間を過ごしていただくという、みんなが集う場所になる、そこに誘導するという手段で、グリーンスローモビリティを活用できればという部分と、先ほど答弁にもありました時速20キロ以上は出ない電気自動車、地球に優しい、この世界自然遺産登録を機に地球に優しい車で観光をしていただくという部分でも、脱炭素という部分を打ち出しながら、観光面でもPRできたらと思っています。

○7番（喜島孝行君）

地球に優しい、非常にいい車です、電気自動車ですけど、その恰好、型ですか、型は何名乗りなんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

公募は5人乗りと7人乗りで公募したんですけども、提案が5名乗りでしたので、運転手を含めて5名乗りの車となっています。

○7番（喜島孝行君）

その乗り降りは安全ということですけど、それはドアがついているんですか。それともゴルフ場のカートみたいな形なのか、どうなのでしょう。

○企画観光課長（辰島月美君）

ドアはついてなくて、まさにゴルフカートをイメージされていると思うんですけども、その車種になります。

○7番（喜島孝行君）

一応ゴルフを私もするんだけど、そのとき一番困るのが雨風なんですよ。雨風が吹くと横から入って来るものですから、その辺りの対策として、やはりビニールとか、何か、アクリル板みたいなのを付けるんでしょうかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

ビニールシートはオプションでつけてはいるんですけども、大雨であつたりとか、台風であつたりとか、そういうところの運行はちょっと不可能となっています。

○7番（喜島孝行君）

初めてのことで、どのようなふうになるか、ちょっと多少不安はありますが、期待のほうが多分大きいと思います。特にお年寄りの方々にとっては非常に便利な車じゃないかと思っております。

モビリティについてはこの辺りで終わらして、今度の世界自然遺産によって多くの方々が、確かに宇検村を訪れるのは間違いないと思うんですけど、たまに名瀬の行来をしておりまして、ペットボトル、やはり空き缶等がやはり道端に捨てられているという現状を見ますと、まだまだそういったモラルの問題ですかね、そういうのがまだ、せっかく世界自然遺産に登録されたのに、そういう現状を見るとよそから来た人にとっては残念なことだと思いますので、そういうのを注意喚起する看板等をもっと積極的に設置するか、あるいはごみ箱みたいなものを設置するか、その辺りはどうでしょう。

○企画観光課長（辰島月美君）

看板などで注意喚起をするというのは、とても大事かと思えます。常識という部分では、ルールなどもインバウンド関係もそうなんです、自分たちが思っている部分のまたルールと常識と、ちょっとずれている観光客の方もいらっしゃるんで、何かある場合にこちらのほうから注意をしていくとか、お願いをしていくというルールはすごく大事だと思います。今、集落単位でうまいルールができないかというのを模索しているところなんですけれども、昨日も申し上げましたが、5月の連休に想像以上の観光客の方がお見えになって、キャンプをしたりとか、ごみの問題もなんですけれども、ごみ捨て場のところに三角袋に入れて投げ捨てられているという、そういう苦情も集落からいただいております。ですから、小さなことからいろいろちょっと問題が出始めているので、困りごとというのを拾い上げて、それをまずこちらのほうからお願いレベルのルールを決めて、観光客の方に投げかけていくという、そういうふうな取り組みをやっていきたいと思っています。

○7番（喜島孝行君）

今のごみの問題は、あればあれでなかなか散らかってしまって、なかなか片づけるのが大変だろうと思いますけど、何かいい方法を考えていただいて、少しでもよりよく、よそから来る観光客を迎えることができればよろしいんじゃないかと思えます。

ほかには、もうすみませんけども、昨日の議員の方々が質問いたしまして、ほぼほぼ言いつくし

ていらっしやると思いますので、この辺体で終わりにしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（杉浦治俊君）

これで、7番、喜島孝行君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

開会は9時55分とします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時55分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第2 承認第2号 専決処分 令和2年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、承認第2号、専決処分、令和2年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第2号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第2号は、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてですが、既定の予算に1,499万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ36億5,611万1,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

7ページの繰越明許について、ちょっとお伺いします。

総務費の中で、地方創生臨時交付金が1億ちょっと繰り越されているんだけど、その中で完全にもう事業が決まっている金額はどれぐらいなんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

交付決定額の中では、事業は全部金額を割り振りされて決定はしております。その中で、執行するときに補正予算6月、今回も上げてはいるんですけれども、6月、計画がきちんと立てられたものから補正予算で計上して執行していくという流れになります。

○6番（吉永常明君）

ちょっと今、分からなかったです。結局これは、令和2年度の繰越よね。決まった分について補正で上げていくというのは、令和3年度の補正に上げていくということ。

○企画観光課長（辰島月美君）

交付決定額に対して計画を上げて、令和2年度で交付額が決定しております。計画を立てた中で、全事業を令和3年度から始まるやつは、令和3年度の補正で繰り越した金額で補正を上げ計上して、歳入歳出の計上をして執行していくということで、令和2年度からの継続でやっている部分は令和2年度の予算で計上させていただいています。

○6番（吉永常明君）

僕が勘違いしたか知らんけど、これ、令和2年度繰り越したから、結局、令和2年度で事業をある程度組んで、あとは事業を消化というか、していくのかなと思ったんです。令和3年は令和3年で、また今回も800万近くの補正が上がっていますよね、新たに。今回も令和3年度の一般補正で約800万ぐらいの金額が上がっているんだけど、新たに、それとは別でしょう。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回上がっているのは、この繰り越しの中の事業で計上しているということで、令和2年度に交付決定した額が、そのまま今度の6月の議会にも計上しています。計画をしている、昨日も申し上げたんですけれども、Eバイクなどの購入計画もしていますということを申し上げたんですが、それもこの繰り越し事業の中ですので、中身が決定して9月に、この事業に関しては計上させていただきたいと思っています。

○6番（吉永常明君）

今一つ理解はしていないんだけど、それはあとで個別に聞きに行きます。この令和2年度の予算は令和2年度で消化するのが当たり前だと思うんだけど、何で令和3年に補正を組むのか分からない、この金額を。

○企画観光課長（辰島月美君）

令和2年度の交付決定をした事業が金額があって、令和2年度でその事業内容も国に申請をして決定しております。予算執行上、そのコロナ交付金は金額が大きくて、その年度、事業計画はしたんですけど、執行ができないという部分は、3年度に繰り越しをしてもいいということで、3年度の4月以降に事業を展開する部分は、この繰り越しとして予算を移行して3年度に計上していくということになっています。

○6番（吉永常明君）

最初の部分は分かったけど、令和2年度の予算を何で令和3年度の予算に上げるのかが分からない。僕の問いがおかしいのかな、どっちなんだろう。

○議長（杉浦治俊君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時07分

○議長（杉浦治俊君）

会議を再開します。

先ほど6番、吉永議員からの質問に対して、企画観光課長、辰島月美君、再度答弁をお願いいたします。

○企画観光課長（辰島月美君）

説明が申し訳なかったです。翌年度繰越は2年度の事業の繰り越しで、3年度今度補正を上げているのは3年度の事業ということでの計上ということになっています。

○6番（吉永常明君）

その中で、1億200万の繰越は、ある程度事業はみんな確定されているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、事業は計画されています。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

22ページの県支出金補助金で海岸漂着物185万減額になっております。それと、その下の農林、地籍調査の600万減額になっていきますけど、これは事業がなかったということなんでしょうか。

○住民税務課長（柳 百々代君）

お答えいたします。海岸漂着物の推進事業費ですが、185万5,000円の減額となっております。これですね、補助金のほうが当初の内示額がそのまま決定額となっております。こちらのほうから、その必要経費といいますか、必要な費用をですね、を上げて、やっぱり当初の決定額がそのまま確定しますということでのお返事だったので減額となっております。それと、41ページを見ていただくと分かるんですが、3目の海岸漂着物発生抑制事業費、これが全額減額となっております。これはコロナの影響で講師の派遣とか、日程が調整ができずに、またこの補助金の増額も見込めなかったということで、実施しないと決めていますので、これによって減額となっております。以上です。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

お答えします。地籍調査事業費の補助金ですが、当初の予定が2,778万、これに補助率をかけて

0.75で2,083万5,000円だったのが、割り当て内示の変更によりまして、事業費が1,977万の0.75で1,477万5,000円に補助金になったため、その差額を606万下げてあります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

24ページ、財産収入で153万3,000円、これはどこの土地の貸借の収入なんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

これは調べて、またのちほどでよろしいでしょうか。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

29ページの企画費の中で、18節補助金が600万円、全体で740万円減額となっていますけれども、この減額の理由は。

○企画観光課長（辰島月美君）

多く事業が執行できなかった部分もあるんですけれども、主にはセケ宿の交流事業なども中止になっておりますので、それが大きな要因となっています。

○5番（肥後充浩君）

54ページの教育費の中で、2項の12の委託料が300万円、310万4,000円減額になっていますけれども、確か、これは補正で331万円ぐらい入れた、追加したと思ったんですけれども、その辺の経緯をちょっと教えてもらえれば、お願いします。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

申し訳ありません、ちょっと再度調べてから、報告いたします。

○議長（杉浦治俊君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分、令和2年度宇検村一般会計補正予算についての承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第2号、専決処分、令和2年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第3 承認第3号 専決処分 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件

△ 日程第4 承認第4号 専決処分 令和2年度国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、承認第3号、専決処分、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について、日程第4、承認第4号、専決処分、令和2年度国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件、以上2件を一括議題とします。

本2件についての説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第3号、承認第4号について、提案理宇のご説明をいたします。

承認第3号は、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から1,688万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,536万3,000円とするものです。

承認第4号は、令和2年度国保施設事業特別会計補正予算についてですが既定の予算から607万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,544万8,000円とするものです。

以上2件とも、地方自治法第179条第1項の規程に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これから、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、専決処分、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

承認第3号、専決処分、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第4号、専決処分、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第5 承認第5号 専決処分 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認を求める件

△ 日程第6 承認第6号 専決処分 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件

△ 日程第7 承認第7号 専決処分 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、承認第5号、専決処分、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第6、承認第6号、専決処分、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について、日程第7、承認第7号、専決処分、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件、以上3件を一括議題とします。

本3件についての提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第5号、承認第6号、承認第7号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第5号は、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から701万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億3,301万1,000円とするものです。

承認第6号は、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から774万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億2,775万5,000円とするものです。

承認第7号は、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から345万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,994万5,000円とするものです。

以上3件とも地方自治法第179条第1項の規程に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号、専決処分、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第5号、専決処分、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認を求める件

は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第6号、専決処分、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分、令和2年度漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第7号、専決処分、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定します。

△ 日程第8 承認第8号 専決処分 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第8、承認第8号、専決処分、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第8号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第8号は、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から2,770万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億5,511万4,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規程によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第8号、専決処分、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第8号、専決処分、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△日程第9 承認第9号 専決処分 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算 について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、承認第9号、専決処分、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第9号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第9号は、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から86万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,729万3,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告

し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第9号、専決処分、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第9号、専決処分、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定します。

△ 日程第10 承認第10号 専決処分 宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、承認第10号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第10号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第10号は、宇検村税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法の一部改正により、施行に緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第10号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第10号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△ 日程第11 承認第11号 専決処分 宇検村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、承認第11号、専決処分、宇検村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第11号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第11号は、宇検村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和3年3月2日解散した村育英財団の運営業務に関する責任を重く受け止め、村長、副村長、教育長の給料を減額するものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第11号、専決処分、宇検村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第11号、専決処分、宇検村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

開会は40分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長（杉浦治俊君）

会議を再開します。

先ほどの肥後議員からの質疑に対しての答弁を求めます。

○総務課長（原田俊昭君）

すみません。専決の24ページ、財産収入の土地貸付収入の件でございますが、これは防衛省の関係の田検、芦検、防衛省に貸付しております田検、芦検の土地の貸付収入でございます。これが98万1,000円でございます。あとはその他工事の関係の収入でございます。以上です。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

先ほどの9款2項学校管理費の12節委託料ですが、これはコロナ交付金を当てるということで補正を上げて、GIGAスクール関係のですね、ネットワーク強化を行おうと思っておったんですが、業社といろいろと協議した結果、そのシステムがこちらのほうにそぐわないという形で、一応そのまま落としております。以上です。

△ 日程第12 議案第29号 令和3年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第12、議案第29号、令和3年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第29号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第29号は、令和3年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規程の予算に9,339万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ32億2,314万6,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

9ページの総務費、7目の企画費の中のですね、18節負担金のところの一番下の補助金、やけうちっ子スクール協議会補助金ですか、500万計上しておりますが、すみません、私、勉強不足でちょっと教えてください。どのような活動を行う協議会なのかが1点と、次の10ページの中のですね、12節委託料、Wi-Fiの環境整備委託料660万組まれておりますが、昨日の一般質問でも申し上げましたと

おり、場所はどこに設置をするのか、その2点を教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

最初に、企画費のやけうちっ子スクール協議会の補助金なんですけれども、これは教育委員会ほうで計画されて、年間9回のプログラムが組まれています。昨日の世界自然遺産の関係での答弁でもあったんですけれども、子供たちを中心に一般の方も公募して、専門の方々を呼んで9回にわたって自然環境の勉強をするという流れになっています。それに当てる財源というのが、世界自然遺産登録の記念で大島本島で世界自然遺産登録のクラウドファンディングといって事業を設けて、そこに寄附を募る計画をしているんですけれども、宇検村はこの環境教育で100万円という設定を設けて、ふるさと納税を募るという計画をしているので、財源はそちらのほうに当てていくという計画になっています。

W i - F i の関係ですが、W i - F i は新しく建てる観光施設拠点の、そこから教育委員会の全て網羅ができるような計画をしています。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

反対じゃないんですけど、9ページの委託料の、屋鈍の委託料、解体委託料が入っているんですけれども、私が3月議会のときに令和6年に屋鈍の建て替えはするということを、じゃあ、何で前もって宇検の次にできないのかということを質疑して、何度も質疑したんですけれども、いや、財源がないからとか、そういった理由で令和6年度にしか計画はしていないということを言われたものから、どうやってその経緯が変わったのか、その辺の経緯の説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

説明いたします。各公民館の建て替えは、建築年数とあと劣化度診断とか、そういうので大体決めておりますが、ですけど、後年になりますと、いろいろ劣化の度合いも変わって来たりしますので、順番も変わったりしますということで、以前申し上げておりましたが、いろんな劣化の仕方がですね、今回、特に屋鈍のほうから連絡がありまして見に行ったらですね、ちょっと爆裂がちょっとひどくて、セメンが剥がれてきてですね、ちょっと劣化がひどいということが判明しましたので、これは避難所としても指定しておりますので、ちょっと急がなければいけないという判断をして取り掛かるということで、今回上げておりますのは、これはその解体をするための設計の委託料であります。まず、解体をするためには、解体をして建設をするためには、解体の設計をしてから取り組むということで上げております。そういうことで、その劣化の度合いがよそより進行していましたので、早めに対応したということでございます。

○5番（肥後充浩君）

そのことは前もって、劣化診断というのはやるという話で、私もその3月の議会のときに聞いたんですけれども、今後、そういったことが起こらないためにも、早めに劣化診断を行って、私とその

とき言ったのは4地区ぐらい、あとあるんじゃないかと。だから、その地区も前倒ししてできないかということで、検討してくださいということをよくお願いしたんですけれども、令和6年度しかできないという話だったものですから、それも財政上という話になったんですけれども、やはりそうやって早目にできるのであれば、ぜひ公民館から先に、劣化診断等を行い、そして9月の補正でもいいですから劣化診断等を行い、そして老朽化の度合いを見て、建築年数だけでは多分判断できない部分は多いと思います。古いから古い、新しいからずっともつとかいうのじゃないと思いますので、やはり潮風の強いところは劣化も早い、潮風のあまりないところは劣化も遅いということが起きると思いますので、ぜひその辺の診断とかいうのを、9月の補正でも上げてもらって、する予定にははどうでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

この公民館につきましては、本当、避難所に指定してございますので、とにかく住民の安全が第一でございますので、建築年数等を考えて計画はしてございますが、その都度、劣化が目に見えて対応しなければいけないということであれば、その都度していかなければいけないと考えております。議員がおっしゃったその診断ですね、それも先ほど申し上げましたのは、簡易劣化度診断といって、目視で診断してございますので、そのほかの診断方法をまた調べてその診断のほうは随時当たっていきたいと思います。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ避難所に指定している、全公民館はたいがい避難所にされていると思いますので、屋鈍だけでなく部連とか、その辺も多分悪くなっていると思いますので、ぜひそういった診断を行って、次のその、安全にやっぱり避難ができるような体制づくり、雨戸は何カ所か改修してもらって、安心できるような部分も出てきていますので、ぜひそういったのも早めに予算もやはりそこに充当しながら、年次計画、次々立てていってもいいと思います。ぜひその辺は住民のために早急にやってほしいと思います。それは要望でお願いいたします。

次に、11ページの診療所、これはどういった管理委託、これは診療所の場所とか、そういったのが決まったわけですか。それと当初に会をするような15名の予算を組んでいたと思うんですけども、それが年3回ですかね、年間3回を15名で組んでいるんですけど、もしメンバー等が分かって、会合が行われて、どういった形になったのか、そのためにこれに予算化されていると思うんですけども、その辺の答えをお願いいたします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。まず、診療所の件からお話します。現在、診療所につきましては、昭和54年度に建築され、40年以上が経っております。平成30年度に庁舎建築委員会において村の役場と一緒に合わせて建て替えについての協議を行っていくと聞いております。このときの内容によりますと、役場庁舎と同時期に建て替える場合は、併設できないか検討して頂きたい。また、現場で勤務されている医師や看護師の意見も取り入れて進めていただきたいとの意見が具申されております。

現在、庁舎建設につきましては、事業規模や耐震性の観点から村の事業の中でも高い優先順位ではない診療所であります。平成29年度から公設公営で村の運営をしております。それで医師もですね、葛原先生から恵先生と変わりましたので、村の職員として勤務していただいている持続的な診療体制が構築されたと考えております。その様な状況の中から、診療所につきましては少し前倒しをして建設を検討しているところであります。

その33万組んでいるのはですね、令和5年度に建設着工を目指し、令和4年度には実施設計を要望しております。その支援の設計ということで33万組んでおります。

それで建設委員会のメンバーとかですね、まだ役場庁舎の建設委員会メンバーを選定しようかと思ったんですけど、あまり人数が多いので各団体の代表とかに入替えて組もうかと思っていますので、まだメンバーは選定しておりません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

私の持論としては、やはりこの役場と診療所の建設は同じ場所で、村民のことを考えると、バスでそこに行ったら診療所が診療できて、その診療したついでに役場で用事を済ませる、納付をする、いろんなことができる、金を払う、そういったことを、やはりこの役場のこの敷地が、一番雨、風、台風、そういったのにも一番適しているので、場所的にはここがいいんじゃないかと思っています。というのも、宇検村の公共施設総合整備計画、相互関連計画というのが平成の27年度にできて、28年度から30年間の公共施設の耐用年数とか、そういったのがある程度書かれているんですけども、その中で、やはり一番古くて管理が厳しいというのが役場の庁舎です。診療所はその次あたりになっていますので、診療所の建設を考えるのであれば、やはりその前に中核となる、本当に役場が壊滅したら、どこに誰が何をどうしているかということ自体が全然わかりませんので、その辺も踏まえながら、やはり役場の建設を先に重点的に考えてもらって、何年か前までは特例債で東日本の震災のあとに公共施設の特例債があったんですけども、それが2年ぐらいたって、今年か去年ぐらいて、その特例債も打ち切られたとは思っているんですけども、どっちにしろ役場を造るにしろ、診療所を造るにしても、借金をするのは変わらないですので、そういったのは大きな金であろうが、村民も納得できると思いますので、ぜひその辺を至急に計画してほしいと思います。

そのときに、住用方式が大体あの時点で、私が調べたところでは5億で診療所と役場と一体化した形ができています。あの当時ですから10年近くなりますかね。ちなみに笠利が8億円、笠利の庁舎が8億円でした、あの当時。ですので、大体そういったものの何%か、何割か上がるかも分かりませんが、そういったのを早急にまた検討してもらって、あと3年後ぐらからは、また庁舎建設が行われるように、みんなできていけたらなと思っています。これは私の意見でした。ぜひその辺は、村長も含めて検討をよろしく願いしたいと思います。

それと、あと一つ、ちょっと探してから、また話します。

○6番（吉永常明君）

まず最初に、8ページ、8ページの繰入金の件でちょっとお尋ねします。これ、ずっと補正、繰入

金の歳入を見たときに、個の説明のところの金額と補正の金額がみんな一緒だと思うんだけど、ここだけ違っているのは、何か意味があるのかなと、これが1点。

それと、10ページ、10ページの19節扶助費の中の帰島旅費の助成、そのの該当者はどこの地区なのか。

それと、14ページ、14節工事請負費の名柄の中川の改修工事が2,500万組んでいるんですけど、これの工事の内容の説明をお願いします。以上です。

○総務課長（原田俊昭君）

繰入金の件、これは大変申し訳ありません、確認いたします。申し訳ありません。

○保健福祉課長（保枝力人君）

10ページの19節の扶助費になります、新型コロナ感染者帰島旅費助成になりますが、保健所の指示に従い、医療機関におきましてPCR検査を受け、陽性反応が出た者のうち、県の指示により島外の医療機関、鹿児島とかに移送された者が医療機関等を退院するときに帰島する費用を助成することです。それで、7万円となっていますけど、もし迎えに行く人がいたときにも合わせまして、これは一応1組の予定で7万円組んでおります。以上です。

○建設課長（高田浩志君）

14ページの3目河川改修費の中で工事請負費中川改修工事を2,500万計上しておりますが、この件につきまして2月の23日に県道からその上の道路までの河川の約20m区間において、しょうばんが穴が2カ所空きまして、急きょそれを撤去いたしました。現在、撤去したままになっておりますけども、その分の改修工事を計上しております。現在の河川の石積みのブロックを兩岸とも撤去しまして、新たに上流側に向かって左側はブロック積みで復旧をします。右側公民館側につきましては、張出歩道といって川の中の、川のセンターのところまで歩道をつけて、河川幅がちょうど公民館との間がかなり狭いので、そこを1m50ぐらい河川のほうに張出歩道を計画しております。それと上のほうはボックスカルバートを7m計上した形で、今回復旧工事を考えております。以上です。

○6番（吉永常明君）

今までは河川を蓋というか、塞いでいたんですけど、それを河川をそのままにして、河川の周りには手すりか何かでとるんですかね。

○建設課長（高田浩志君）

両側とも転落防止のために手すりを設置する計画であります。

○5番（肥後充浩君）

15ページの9、1、3の財産管理の中で、佐念モーヤの改修とありますけども、現在、佐念モーヤはコンクリートで屋根がついているんですけども、これをどうにかするんですか。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

お答えいたします。佐念モーヤですが、村の指定文化財になっておりまして、昭和57年に造られて、今、議員がおっしゃったコンクリートの屋根がありますが、それが老朽化してコンクリートが

剥離しまして、その文化財のほうに影響を与えているということで、前々から文化財担当の方には改修をしたほうがいいんじゃないかということがありまして、それを急きょ上げさせてもらっています。写真もありますけど、こういうふうに柱がもうひび割れて剥離して、上のほうも落ちたりしています。こういう形ですね。本当は9月補正ぐらいでも上げてよかったかもしれないけど、台風等、また地震等もございますので、急きょこの予算を上げさせてもらっています。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

12ページの12委託料のですね、新型コロナワクチンの接種委託料600万計上しておりますが、この1点目が委託先はどこなのかと、2点目がこれ、人数が1,330名となっておりますが、この分は一般向けの分の接種の分なのか、その確認をお願いします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

委託先としましては宇検診療所になっております。この1,330人なんですけど、昨日の答弁でお話していますとおり、宇検村は1,600弱だと思います、接種率が。その中でも、ここで受けなくて、奄美市でやっている接種センター、コロナワクチンセンターのほうで接種している方もおられますので、ここで1,330人を概算で上げております。こっちで接種する人数です。

○2番（壽山新太郎君）

昨日の高齢者の6月7月の集団接種分なんかも入るということですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

これも入っております。

○2番（壽山新太郎君）

それプラス一般向けの人なんかの分の人数も入っているという解釈でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

はい、そうです。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

先ほどの質疑に対して、総務課長、答弁をお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

8ページの繰入金の件でございますが、補正予算を編成する際、繰入金で調整するということがございまして、その際ですね、表記の誤りということであります。この895万4,000円が正しい。これは表記の誤りです。申し訳ありません。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、令和3年度宇検村一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第29号、令和3年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第30号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第13、議案第30号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第30号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第30号は、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から432万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,940万5,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第30号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第31号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議案第31号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第31号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第31号は、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算の説明書内容を変更し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,244万1,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

これ、事業の変更なんですけど、今までこれ、委託を多分社会福祉協議会に委託したやつを、今回需用費にしてしたということは、わざわざ役場の保健福祉課が窓口になるということ。それで、そのままではよくないの。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。当初ですね、商工会と委託契約を結ぶ予定でありましたが、法律上の問題で年間を通して、1年間は換金とかできないという規約があると聞いております。それで、半年結んで半年宇検役場ですするという形もよかったんですけど、利用者が、最初は商工会よ、9月からは役場よっていわれますと、戸惑うんじゃないかということで、保健福祉課で事務を行うこととしております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第31号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（杉浦治俊君）

日程第15、陳情第1号、義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に

係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案を採決することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

したがって、陳情第1号、義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

△ 日程第16 発議第2号 義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択について

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、発議第2号、義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択についてを議題とします。

なお、本件に対しての趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号、義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

発議第2号、義務教育費国庫負担制度負担率引き上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前11時14分

令和 3 年第 2 回宇検村議会定例会

第 3 日

令和 3 年 6 月 11 日

令和 3 年第 2 回宇検村議会定例会会議録
令和 3 年 6 月 11 日（金曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 議案第32号 宇検村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第33号 宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第34号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	喜 島 孝 行 君	8 番	杉 浦 治 俊 君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 松 元 五 月 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 高 田 浩 志 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住民税務課長 柳 百々代 君
保健福祉課長 保 枝 力 人 君	産業振興課長 栄 平四郎 君
会 計 課 長 小 松 洋 仁 君	

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第32号 宇検村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、議案第32号、宇検村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆さん、おはようございます。それでは、議案第32号について提案理由のご説明をいたします。

議案第32号は、宇検村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正と押印等の見直しにより条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、宇検村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第32号、宇検村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第33号 宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、議案第33号、宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第33号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第33号は、宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例についてですが、世界自然遺産登録を見据え条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（倉本富夫君）

すみません、世界自然遺産に関する事業のことなんですけど、事業内容はこういったものかを知りたいです。

○企画観光課長（辰島月美君）

奄美大島5市町村で行う事業で、ふるさと納税事業を活用した世界自然遺産登録応援プロジェクトということで、世界自然遺産の登録ということで、その世界自然遺産のために寄附をしてくださいという、その入り口を特化した事業になります。返礼品はそれぞれ5市町村が、その世界自然遺産登録のための商品開発をできるだけして、打ち出してください、返礼品を設けてくださいという形で、今動いています。昨日も申し上げたんですけれども、宇検村とすれば世界自然遺産登録の集めた寄附は、環境教育に使うということで100万円を目標にしていまして、それを今年度の子供たちの教育、年間九つのプログラムを組んで実施しようと計画しております。

○議長（杉浦治俊君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第33号、宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第34号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、議案第34号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第34号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第34号は、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてですが、計画の内容を一部変更するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第34号、宇検辺地総合整備計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議員派遣の件

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

お手元に配付のとおり本村議会議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によ

って、お手元にお配りした所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。

それぞれの委員会からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回宇検村議会定例会を閉会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前 9時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 壽 山 新太郎

宇検村議会議員 保 池 穂 好